

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	99 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	72 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	108 件
国民年金関係	66 件
厚生年金関係	42 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月から3年3月まで  
② 平成8年4月から同年8月まで  
③ 平成9年4月から10年3月まで  
④ 平成14年4月から同年12月まで  
⑤ 平成15年12月から18年4月まで

私は、申立期間①当時は市役所で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②及び③当時は保険料の免除申請をしていたのに申請免除期間とされていない。申立期間④及び⑤当時は再び郵便局等で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち平成3年2月及び同年3月については、申立人は、当時夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしており、当該期間直前の期間の保険料は、夫婦いずれも過年度納付していることが確認できること、当該期間の保険料について、申立人の夫は納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人は申請免除されていたと主張しているが、オンライン記録の平成7年度から13年度までの申立人及びその夫の免除記録に係る免除申請日、免除対象期間、承認処理年月日を見ると、8年度に申立人の夫が厚生年金保険加入期間を挟んで2回免除申請をしていること、及び11年度の夫の免除申請日が1日遅れていることを除けば、夫婦同一であり、免除記録の記載内容に不自然、不合理な点は認められず、申立人の夫も当該期間の保険料が未納となっており、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち平成2年12月及び3年1月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を

一緒に納付していたとする申立人の夫も、当該期間の保険料が未納となっていること、申立期間④及び⑤については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間④については、当該期間直後の15年1月分の保険料を17年2月25日に過年度納付していることが申立人の所持する領収証書から確認でき、当該納付時点では当該期間の保険料は時効により納付できない期間であること、申立人は申立期間④及び⑤当時の保険料を郵便局等で納付していたと説明しているが、保管されている15年4月から20年5月までの郵便局で収納した保険料の領収通知書の中に、15年1月から同年11月までの申立人の保険料納付済期間のものは確認できるものの、当該期間のものは確認できないことなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年12月まで

私は、昭和41年に国民年金の加入手続をした。その後国民年金保険料の未納期間があったので過年度保険料を納付するとともに、残る未納期間の保険料をすべて特例納付し、保険料の未納期間は無いものと思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳時から60歳到達時まで、申立期間及び厚生年金保険加入期間（8か月）を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直後の昭和48年1月から49年3月までの期間の保険料を50年2月25日に、その後の49年4月から50年3月までの保険料を50年5月29日にそれぞれ過年度納付するとともに、申立期間前の国民年金加入期間64か月分の保険料を第2回特例納付により50年12月10日に納付している。

申立人が所持する特例納付の領収証書には、納付期間は41年から47年まで64か月間、納付額は5万7,600円と記載されているが、申立人は当該特例納付時点で特例納付をしなくても60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給資格期間を満たしていたこと、及び申立人の父親は保険料を完納しており、母親も第2回特例納付を行って保険料を完納していることから、申立人は年金を満額にするために特例納付を行ったものと考えられ、当該領収証書の記載については、41年から47年までのうち厚生年金保険加入期間を除く76か月間、6万8,400円とすべきところを誤って記載されたか、又は不足する47年の12か月分の納付書が別途作成されたことが考えられる。

申立人は、未納保険料すべてについて納付を申し出て、行政側の指示に従って保険料を特例納付したと説明しており、行政側が作成した納付書に記載誤りがあり、このため申立人が必要とされる保険料額に不足する額を納付することとなったものの、当該領収

証書を納付すべき期間の保険料の納付を示すものとして長期間所持していたことを考慮すれば、特例納付額が不足していることを申立人の責に帰すべきではなく、また、申立期間の納付書が別途に作成されたとすれば、上記の申立人の保険料の納付意欲からみて納付したものとするのが自然であることなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は学校卒業後、叔父の経営する理容室で働いていた。私が20歳のときに、叔父が私の国民年金の加入手続をして、結婚するまで、国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人は、婚姻した昭和40年4月以降60歳到達時までの期間について、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していること、保険料を一緒に納付したとしている申立人の夫は、婚姻以降60歳到達時までの期間について、当該期間のうち、3か月を除き保険料をすべて納付していること、当該期間当時、夫婦の職業や住所の変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の叔父が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする叔父から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年5月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、叔父から当該期間の保険料をさかのぼって納付したとは聞いていないと説明しているなど、申立人の叔父が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年

4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から7年12月まで  
② 平成8年2月及び同年3月

私の母は、私の国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、申立人は、平成8年1月以降、当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みであること、申立人は、当該期間の前後の期間の保険料を過年度納付しており、当該期間直後の保険料を納付した9年12月時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が、現在所持している年金手帳は、厚生年金保険の手帳記号番号のみが記載された手帳と平成9年11月に付番された基礎年金番号が記載された手帳の2冊のみであり、当該付番時点で当該期間の大部分は時効により納付できない期間であること、当該期間当時に申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで  
私は、国民年金保険料の免除を申請した期間は2年間であり、4年間も継続して免除の申請はしていない。申立期間の保険料は、自分で納付したか又は母親に依頼して納付していた。申立期間の保険料が免除とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及びその直後の2年間の申請免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付に参与していたとする申立人の母親は、昭和36年11月に国民年金に任意加入し、60歳到達時までの保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録では、申立人は、申立期間を含む平成7年4月から11年3月までの4年間について申請免除期間とされているが、申立人が居住する市の現在も運用されている国民年金の記録管理システムでは、申立人の申請免除期間は平成9年度及び10年度の2年間のみとされ、申立期間は申請免除期間とされていないことが、申立人の所持する同システムの記録照会画面の資料から確認できること、申立人は、申立期間直後の申請免除期間とされている9年度の保険料の納入通知書を所持していることから、申立期間当時も保険料の納入通知書を受け取っていたものと考えられること、申立期間直前の7年2月及び3月分の保険料を申立期間内の7年8月10日に過年度納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年4月から40年3月までのうち3か月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和39年4月から40年3月までの期間のうち3か月

私は、国民年金制度が始まったころに国民年金の加入手続きを行い、ずっと国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年3月に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人は当時集金人に保険料を納付していたことを記憶しており、昭和37年度から県職員による過年度保険料の集金徴収が開始されていたことから、当該期間の保険料を集金人に過年度納付することも可能であったこと、手帳記号番号が申立人と近接する者で、申立人と同様国民年金制度発足時点で40歳を超える者は、おおむね制度開始年度の当該期間の保険料を納付しており、これらの者に納付勧奨が行われたことも考えられること、申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になってまもなくの昭和 49 年 2 月から 3 月ごろに、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 3 か月と短期間である。また、申立人は、「申立期間の保険料は、納付書により区出張所か郵便局で納付した。」と述べており、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致していることが確認できる上、納付したとする保険料の金額も、申立期間の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に一定の整合性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和44年4月から50年3月まで

私は、結婚前から国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していた。また、結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を納付し続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、申立人は当該期間直後から60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和44年4月から49年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当時居住していた区において保険料を納付した記憶が無いと説明している。

また、申立人は、昭和40年10月ごろに払い出された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持していたことは無いと説明するなど、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち昭和44年4月から49年3月までの期間については、申立人は、当該期間の保険料額及び納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、当該期間当初には夫婦で自営業を開業し、出産や育児で多忙であったため、開業後の数年間は保険料を納付することが困難であったかもしれないと説明しており、夫も当該期間の保険料は未納となっているなど、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち

44年4月から49年3月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年3月まで  
私は、職場の先輩に国民年金への加入を勧められたので、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受領し、その後に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間については、申立人は当該期間直後の50年4月以後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は国民年金手帳の記号番号が払い出された51年10月時点において、当該期間直後の期間の保険料を過年度納付しており、当該納付時点で過年度納付することが可能であった当該期間の保険料を納付しないのは不自然である。

しかしながら、昭和47年3月から49年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金の定額保険料及び53年10月から54年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から54年3月まで

私の母は、昭和46年ごろに私の国民年金加入手続を行い、私が大学を卒業するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。大学卒業後は、私が保険料を納付するようになり、婚姻の際に妻から付加保険料の納付について勧められたので、私は妻の分と一緒に定額保険料に加えて付加保険料も納付していた。妻は52年4月から付加保険料も納付している。申立期間の定額保険料及び52年4月から54年3月までの付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は53年10月ごろに払い出され、払出時点では当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人と52年12月に婚姻した妻は、当該期間の付加保険料を含めた保険料を納付しているほか、申立人が53年10月に付加保険料を納付する申出をしていることが年度別納付状況リスト及びオンライン記録で確認でき、申立人は当該期間後の期間は定額保険料及び付加保険料をすべて納付しているなど、付加保険料を含めた保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られないことから、当該期間の定額保険料及び53年10月から54年3月までの付加保険料は納付したものと認めることが相当である。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和46年5月から53年3月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び申立人が大学を卒業する51年3月までの保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び51年3月までの保険料の納付を行ったとする母親から当時の状況を聴取することが困難であるため、当時の納付状況等が不明である。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で実施されていた第3回

特例納付及び過年度納付により、保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は送付された納付書はすべて納付したと説明するにとどまり、特例納付及び過年度納付を行ったかどうかに関する記憶が曖昧である。さらに、申立人は 52 年及び 53 年の確定申告書（控）を所持しており、記載された金額は一人分の保険料額とおおむね一致しているが、申立人の手帳記号番号は 53 年 10 月ごろに払い出されており、申立人は前述のとおり過年度納付に関する記憶が曖昧であること、申立人及びその妻の保険料の納付記録などを総合的に勘案すると、この確定申告書（控）に記載された保険料額は、婚姻前に国民年金に加入し、52 年 4 月から定額保険料及び付加保険料を納付している妻の保険料を記載したものとするのが合理的であるなど、申立人が当該期間の定額保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月までの付加保険料については、申立人は、婚姻の際に妻から付加保険料の納付を勧められたと説明しているものの、前述のとおり申立人は 53 年 10 月に付加保険料の申出をしていることが確認でき、付加保険料は納付の申出を行った月より前の期間については納付できないものであるなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金の定額保険料及び 53 年 10 月から 54 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの期間及び3年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月から同年11月まで  
② 平成元年12月から2年3月まで  
③ 平成3年5月

私の父は、時期は不明だが転居した平成2年5月末以降に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は4か月と短期間であり、当該期間直後の平成2年4月から3年3月までの保険料を3年7月26日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、当該期間は1か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年5月時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間直後の3年6月の保険料は4年6月26日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することも可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、加入手続の時期は平成2年5月末の転居以降であると説明するなど加入の時期及び保険料の納付開始時期に関する記

憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であること、申立人の手帳記号番号が払い出された3年5月時点で当該期間の一部の期間の保険料は時効により納付できないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの期間及び3年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私の父は、私も含め家族全員の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が、妻は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年4月時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、手帳記号番号払出以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直後の期間の保険料は現年度納付をしている。

さらに、申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、家族全員の保険料を納付していたと説明しており、父親及び母親は、昭和37年4月から60歳到達時まで保険料をすべて納付しているほか、妻は自身の申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年3月まで  
私は、国民年金に加入してから国民年金保険料を納付しなかったことは一度も無い。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和52年4月以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年11月時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人が当時居住していた市では窓口で過年度納付書を発行していたとしているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月から同年 3 月まで  
私は、20 歳になって以降、毎月アルバイト代から国民年金保険料を用意し、同居していた母に納付を依頼していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、納付書により 1 万 2,000 円から 1 万 3,000 円程度の額を郵便局又は銀行で納付したと説明しており、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月及び同年 5 月

私は、国民年金保険料を督促された後は、毎月、過年度保険料 1 か月分と現年度保険料 1 か月分を一緒に納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、保険料の督促時に、社会保険事務所（当時）に相談したところ、2 年以内ならば時効にならないと説明を受け、平成 12 年度分及び 13 年度分の過年度納付書 24 枚を送付してもらい、毎月、過年度保険料及び現年度保険料それぞれ 1 か月分を郵便局で 2 種類の納付書により一緒に納付したと説明しており、平成 14 年 4 月の現年度保険料は同年 5 月 29 日に、同年 5 月の現年度保険料は同年 6 月 28 日に納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で、12 年 4 月及び同年 5 月の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間後の過年度保険料及び現年度保険料は、おおむね同一日に納付していることがオンライン記録で確認できること、申立人が納付していたとする金額は、当時の過年度保険料 1 か月分及び現年度保険料 1 か月分の合計額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注)申立ては、申立人の次女が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度当初の昭和36年2月23日に払い出されており、申立人は、37年4月以降60歳到達時まで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点からみて、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、当時申立人が居住していた区では37年4月から集金人制度を開始しており、現年度保険料のほか過年度保険料の収納を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私の母は、私が大学院進学のため実家に戻った平成11年2月の後に、私の国民年金の住所変更手続きを行い、自宅に送付されてきた納付書で、同年3月以前の私の未納期間の国民年金保険料をまとめて近隣の郵便局等で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び学生納付特例期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立期間直前の平成9年7月から10年3月までの保険料は11年3月に過年度納付され、当該期間直後の11年4月から同年9月までの保険料は同年6月に現年度納付されており、それぞれの納付時点で、申立期間は保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間である。

さらに、母親は、申立人が実家に転居した平成11年2月以降に申立人の保険料の督促通知を受け取った際に、当時学生であった申立人の保険料免除について社会保険事務所（当時）で相談したが、申立人の父親の収入額を理由として保険料の免除が受けられなかったため、自宅に郵送されてきた納付書で申立期間の保険料を含め、11年3月以前の未納期間の保険料を近隣の金融機関で納付したと具体的に説明しており、母親は、当該保険料を納付した金融機関等を特定できないものの、説明する金融機関等はすべて、申立人及び母親が当時居住していた地域において、過年度納付及び現年度納付が可能な機関であるなど、申立内容に不自然さは無く、11年2月以降に母親が、申立期間の保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から 50 年 2 月まで  
② 昭和 53 年 11 月  
③ 昭和 53 年 12 月から 54 年 9 月まで  
④ 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

私は国民年金の加入当初に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間②が国民年金に未加入で、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、6 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 3 月時点で、保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期、納付額及び納付場所についての記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①、②及び③のうち昭和 53 年 12 月は時効により保険料を納付することができない期間である上、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年

10月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から同年7月までの期間及び同年11月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年3月から同年7月まで  
② 昭和40年11月から41年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年に結婚してしばらくしたころ、国民年金の加入手続きをした後、過去の未納分の国民年金保険料に係る納付書が送られてきたので、夫婦の保険料をそれぞれ4、5か月分ずつ何回かに分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和41年10月に連番で払出されており、当該時点で申立期間は、保険料を過年度納付することが可能である。

また、当該払出し時点前後の時期は、申立人が居住していた区では、現年度保険料の納付は印紙検認方式であったが、申立人は、納付書により自宅近くの銀行で納付したと説明しており、この納付方法は、過年度保険料の納付方法と合致している上、1回につき4、5か月分ずつ納付した保険料額として説明する金額は、当時の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立期間②の直後の昭和41年4月から同年12月までの保険料は、申立人が所持する年金手帳の印紙検認記録により納付していたことが確認できたため、平成20年6月に未納から納付済みに記録訂正されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年7月から7年3月までの期間及び8年8月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年4月まで  
② 平成5年12月から6年2月まで  
③ 平成6年7月から7年3月まで  
④ 平成8年8月から9年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした際、過去2年分の国民年金保険料を納付するよう言われ、毎月の保険料と併せて納付してきた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は9か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成8年4月ごろに払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、オンライン記録により、申立人は当該期間直前の6年3月から同年6月までの期間の保険料を過年度納付していること、及び当該期間直後の7年4月から8年7月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間④については、当該期間は8か月と短期間であり、オンライン記録により、申立人は当該期間の前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の手帳記号番号が払い出された平成8年4月ごろの時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に別の手帳

記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年7月から7年3月までの期間及び8年8月から9年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から63年3月まで  
② 平成元年4月から同年12月  
③ 平成4年4月から6年3月

私は、20歳ごろに区役所で国民年金の加入手続をした際、国民年金保険料の免除申請の手続を行った。その後も平成8年5月に厚生年金適用事業所に入社するまで毎年度保険料の免除の更新手続を行った。申立期間①、②及び③の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間の前後の期間について国民年金保険料が免除されていることがオンライン記録により確認でき、当該期間当時、申立人が居住していた区では、前年度に免除承認を受けていた者に対して免除申請書類が送付されていたこと、当時の家庭事情から申立人が当該期間の免除申請手続をしなかったとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の国民年金被保険者名簿には昭和60年8月に被保険者資格を新規取得した旨、及び同年9月に納付書が発行された旨が記載されており、申立人は同年8月ごろに加入手続を行ったと考えられるが、当該加入手続時点では申立期間①始期の20歳時までさかのぼって免除申請をすることはできないこと、オンライン記録から、平成元年度の免除申請手続は、平成2年2月21日に行われ、同年3月23日に同年1月から同年3月までの保険料の免除が承認処理されていることが確認でき、これらの記載内容に特段不自然な点は認められず、申立期間②の保険料については、さかのぼって免除を受けることができなかったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 48 年 9 月まで  
② 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで

私は、福祉事務所の相談員に国民年金の必要性を説かれ、国民年金の加入手続きを行い、特例納付や免除申請後の追納をして国民年金加入期間の国民年金保険料を完納したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年8月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であること、申立人は、当該払出しときに第2回特例納付及び過年度納付を行っていることなど、申立内容に不自然さは見られない。また、オンライン記録では平成6年12月になって、当該期間の保険料が納付済みから未納に、昭和51年1月から同年3月までの保険料が未納から納付済みに記録の変更が行われており、当該期間当時の記録管理が不適切であった状況が見られる。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付時期及び保険料額の記憶が曖昧であること、上記の申立人の手帳記号番号払出時点で、当該期間のうち昭和48年4月から同年6月までは、第2回特例納付の対象期間外であり、かつ、時効により保険料を過年度納付することができない期間であること、申立人は、第2回特例納付により94か月分の保険料を納付していることが特殊台帳及び特例納付リストにより確認できるが、申立人は、当該特例納付をしなければ、60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数分の特例納付をしたと考えられること、ま

た、申立人は第3回特例納付により3か月分の保険料を納付していることが確認できるが、これについては、上記の必要となる納付月数を考慮して納付したと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年6月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年6月から14年3月まで  
② 平成14年8月から16年3月まで

私の母は、当時、私が経営する会社の経理を担当しており、毎月末に会社の取引先の銀行員に私と妻の国民年金保険料を納付書と一緒に渡して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は10か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付されている上、申立人は、当該期間を除き昭和49年8月から平成14年7月までの保険料をすべて納付済みである。

また、申立人とその妻の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和36年4月以降の国民年金加入期間の保険料がすべて納付済みである上、母親が保険料と一緒に納付していたとする妻は、申立期間①の保険料が納付済みであり、オンライン記録によると、申立人及びその妻は、申立期間①及び当該期間直後の平成14年4月の保険料を除き、10年3月から14年7月までの期間の保険料の納付日がすべて同一日であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、母親が当該期間の保険料を納付していたことを確認できる関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、一緒に納付していたとする妻も当該期間の保険料が未納となっている上、母親は、保険料を納付した期間についての記憶が曖昧であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年6月から14年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を納付してきた。結婚後は妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は国民年金保険料の納付を開始した昭和 53 年 4 月以降、当該期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に2回払い出されている国民年金手帳の記号番号のうち、1回目の手帳記号番号は昭和 42 年 3 月ごろに払い出されているが、申立人は、44 年 2 月の婚姻以前の期間には、自身で保険料を納付した記憶が曖昧であること、当該手帳記号番号の払出簿の備考欄には、不在処理により当該手帳記号番号が消除された記載があり、当該手帳記号番号による保険料の納付記録は無いこと、申立人の2回目の手帳記号番号は52年12月に妻と連番で払い出されているが、当該払出時点では、当該期間の大部分の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、婚姻後の保険料を納付していたとする妻は、保険料をさかのぼって納付したとは主張していないこと、妻も申立人同様 53 年 3 月以前の保険料が未納であることなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年

4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 2 月  
私は、昭和 55 年 9 月に会社を退職後、国民年金への切替手続きを行い、別の会社に勤めるまでの国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が会社を退職した直後の昭和 55 年 10 月に払い出されており、同月以降申立期間直前までの期間の国民年金保険料は納付済みであること、申立人は、申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から52年3月まで  
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、市役所から特例納付の案内が送付されてきたため、その時点で未納であった10年分の国民年金保険料を特例納付した。特例納付後は、送付されてきた納付書を使って、毎月保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人は、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間後は国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、当該期間の保険料を特例納付したと主張しているが、申立人が納付したとする保険料額は社会保険労務士が計算した額であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年4月ごろに払い出されており、申立人は、当該納付時期において、特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して、52年4月から同年12月までの9か月分の保険料を第3回特例納付したと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年

4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月から10年10月まで  
② 平成11年12月

私は、平成12年4月に就職してから過去の大学生時代に未納だった国民年金保険料を順次納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は平成12年12月に過年度納付書が発行されて以降、当該期間直後の12年1月から同年3月までの保険料を納付するまでの期間に時効直前に11回の過年度納付を順次行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付期間等に関する記憶が曖昧である。

また、過年度分の領収済通知書（納付書）が発行された平成12年12月27日時点では申立期間①の保険料は時効により納付できないほか、13年1月4日に10年11月及び同年12月の保険料を過年度納付したのが最初の納付であることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点でも申立期間①の保険料は時効により納付できないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年12月の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和48年11月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月14日から同年12月1日まで

A社には入社以来、退職まで継続して勤務していたが申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していた。給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給与明細書及びB社から提出のあった人事異動発令書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年11月14日に同社D支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を平成16年5月31日は30万円、17年5月25日及び同年8月16日はそれぞれ45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月31日  
② 平成17年5月25日  
③ 平成17年8月16日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は30万円、申立期間②及び③はそれぞれ45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りを認めており、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 57 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 11 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 57 年 5 月 1 日に同社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 57 年 2 月の社会保険事務所(当時)の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務処理上の不備があったとして、昭和 57 年 3 月 11 日を資格喪失日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月及び同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を118万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。給料支払明細書(賞与)からは確かに厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書(賞与)及びA社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、申立期間に118万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から同年6月2日まで

申立期間にA社から同社B営業所に転勤し、同営業所の開設業務に就いた。自分は申立期間の給料計算書を保管しており、厚生年金保険料も控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料計算書、A社の社員名簿、同社が合併した後のC社が作成した名簿及び厚生年金保険請求用参考資料並びに複数の従業員の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（A社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社が作成した名簿及び厚生年金保険請求用参考資料には、申立人のA社から同社B営業所への異動日が昭和32年12月1日と記録されている。しかし、同社同営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは33年6月2日であり、同日まで異動前のA社において被保険者資格を有するものと考えられることから、A社における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料計算書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の合併後の事業所であるC社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和33年4月10日、資格喪失日が36年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎となっていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿により、申立人がA社に昭和36年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、B社は、上記従業員名簿の記録から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた旨回答していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が昭和36年3月31日を資格喪失日として誤って届け出たことを認めており、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成元年2月から同年6月までの期間は26万円、同年7月から同年9月までの期間は30万円、同年10月から3年3月までの期間は32万円、同年4月から4年3月までの期間は36万円、同年4月から6年10月までの期間は38万円、同年11月から7年8月までの期間は34万円、同年9月は36万円、同年10月から8年6月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月1日から8年7月1日まで

A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給料明細書と預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成3年6月を除く期間の給料明細書及び申立期間のうち26か月分の給料振込額が確認できる預金通帳により、申立人は、同年6月を除く申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成3年6月については、申立人は給料明細書を所持していないが、前後の期間の複数月の給料明細書により、当該月についても同額の報酬が支払われ、同額の保険料が控除されていたと推認できることから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書における報酬月額及び保険料控除額から、平成元年2月から同年6月までの期間は26万円、同年7月から同年9月までの期間は30万円、同年10月から3年3月までの期間は32万円、同年4月から4年3月までの期間は36万円、同年4月から6年10月までの期間は38万円、同年11月から7年8月までの期間は34万円、同年9月は36万円、同年10月から8年6月までの期間は34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給料明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年9月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月22日から同年10月2日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年9月22日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年6月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月4日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年6月4日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年3月10日に、資格喪失日に係る記録を同年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月10日から同年4月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には定年まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録、D健康保険組合の加入記録及びB社から提出された退職経歴台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（同社E支店から同社C支店に異動、その後、同社C支店から同社E支店に異動）していたことが認められる。

また、A社E支店に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は、同社同支店での被保険者資格を同社C支店が適用事業所となった昭和42年3月10日に喪失していることが確認できるところ、B社は、「申立人は申立期間前からA社C支店に配属されていたが、同社同支店の従業員は、同社同支店が適用事業所となるまでの期間は、同社D支店において厚生年金保険に加入させていた。同社C支店が適用事業所となった昭和42年3月10日付けで厚生年金保険の手続を行ったが、申立人については、資格取得日に係る届出漏れがあったかもしれない。申立期間の厚生年金保険料は継続して控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における申立期間前

後の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和55年12月1日、資格喪失日が58年3月8日とされ、当該期間のうち55年12月1日から56年1月21日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を55年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月1日から56年1月21日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、同社が合併したB社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された一時金給付支払指図書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、B社の事業主は、「申立期間当時の資料は無いが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していた。」と回答していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和56年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立人の資格取得日に係

る届出誤りを認めて訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年8月1日に、資格喪失日に係る記録を15年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から 15 年 3 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の保険料控除が確認できる給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の平成14年8月分から15年3月分までの給与支給明細書、雇用保険の記録及び同社の事業主の供述により、申立人は、申立期間に同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書における保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の資格取得及び資格喪失日に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果 28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 23 万 3,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 15 日

賞与明細書と比較すると、社会保険庁（当時）の記録では誤った標準賞与額が決定されている。

賞与明細書に記録されている標準賞与額に基づく保険料が控除されており、勤務先の A 社が事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書、賃金台帳及び所得税源泉徴収簿の記録から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果 32 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 27 万 3,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (32 万 8,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 32 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 15 日

賞与明細書と比較すると、社会保険事務所 (当時) の記録では誤った標準賞与額が決定されている。

賞与明細書に記録されている標準賞与額に基づく保険料が控除されており、勤務先の A 社が事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書、賃金台帳及び所得税源泉徴収簿の記録から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (32 万 8,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立人の申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が平成7年1月30日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、また、B社の事業主は同年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係るB社における資格喪失日は、平成7年7月1日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年6月の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月30日から同年4月1日まで  
② 平成7年6月21日から同年7月1日まで

A社又はB社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社は、実態上は同一会社であり、継続して勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が、平成2年4月1日から7年2月28日まではA社に勤務し、同年3月1日から同年6月30日までは同社と関連するB社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成7年4月1日であり、当該期間において適用事業所とはなっていないが、同社は、商業登記簿謄本により昭和63年4月18日に設立されていることが確認でき、申立人及び複数の従業員が平成7年3月1日から雇用保険の被保険者資格を取得していることから、

少なくとも同日以降は適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人を含む従業員 14 人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成 7 年 3 月 30 日付けで、さかのぼって同年 1 月 30 日と処理されており、その全員が B 社において、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、これらの従業員の複数の者が、A 社を同年 1 月 29 日に退職したのではなく、同社から B 社に継続して勤務し、勤務形態や給与の支給も変動は無く、当該期間も厚生年金保険料を控除されていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社及び関連会社の B 社に継続して勤務し（平成 7 年 3 月 1 日に A 社から B 社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社における平成 6 年 12 月のオンライン記録及び B 社における 7 年 4 月のオンライン記録から、38 万円とすることが妥当である。

なお、A 社の事業主が申立人に係る平成 7 年 1 月及び同年 2 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ないとともに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、B 社の事業主が申立人に係る平成 7 年 3 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無いが、同社は適用事業所としての要件を満たしているものの、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の B 社における資格喪失日は、当初、平成 7 年 7 月 1 日と記録されていたが、他の従業員 7 人と共に、8 年 4 月 8 日付けで 7 年 6 月 21 日に訂正処理されていることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間において B 社に勤務していたことが認められる。

また、B 社の従業員が、事業主は社会保険事務所から保険料納付の件で呼出しを受けていたと供述していることから、当該期間当時、同社には社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失日をさかのぼって訂正する合理的な理由は無く、当該訂正処理は有効なものとは認められないことから、申立人の B 社における資格喪失日は、訂正前のオンライン記録から、平成 7 年 7 月 1 日とすることが必要である。

また、平成 7 年 6 月の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、38

万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年4月1日から同年6月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和33年4月1日付けで採用され、継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、少なくとも昭和33年3月には同社に勤務していたことが認められる。

そして、申立人から提出のあった給与明細書及びA社の辞令から、申立人は、同社に昭和33年4月1日付けで採用され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における給与明細書の保険料控除額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月1日から同年10月1日まで  
② 平成11年10月1日から12年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、システムエンジニアとして商品開発業務に従事しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の平成8年8月及び同年9月の標準報酬月額は、オンライン記録において 34 万円と記録されているが、給与明細書から、申立人は、当該期間について、41 万円の標準報酬月額に基づいた保険料が控除され、報酬月額に見合う標準報酬月額は 38 万円であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び

申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社の給与明細書において確認できる報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人の平成11年10月から12年1月までの標準報酬月額は、オンライン記録において38万円と記録されているが、給与明細書から、申立人は、当該期間について、44万円の標準報酬月額に基づいた保険料が控除され、報酬月額に見合う標準報酬月額は41万円であることが確認できる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社の給与明細書において確認できる報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

1 申立期間①のうち、昭和 56 年 12 月 31 日から 57 年 2 月 1 日までの期間について、申立人の A 社における資格喪失日は同年 2 月 1 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、昭和 55 年 10 月から 56 年 9 月までの期間は 22 万円、同年 10 月から 57 年 1 月までの期間は 24 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人の B 社における資格喪失日は昭和 58 年 1 月 10 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 57 年 8 月から同年 12 月までの期間に係る標準報酬月額については、30 万円とすることが必要である。

3 申立期間③のうち、昭和 58 年 1 月 10 日から同年 4 月 22 日までの期間について、申立人の C 社における資格取得日は同年 1 月 10 日、資格喪失日は同年 4 月 22 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る標準報酬月額は、30 万円とすることが必要である。

また、申立期間③のうち、昭和 58 年 4 月 22 日から同年 5 月 2 日までの期間については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の C 社における資格喪失日を同年 5 月 2 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間④について、申立人の D 協会における資格喪失日は昭和 58 年 12 月 9 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を昭和 58 年 5 月から同年 9 月までは 30 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 32 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年10月16日から57年2月1日まで  
② 昭和57年8月31日から58年1月10日まで  
③ 昭和58年1月10日から同年5月2日まで  
④ 昭和58年5月2日から同年12月9日まで

申立期間については、A社、B社、C社及びD協会で継続して勤務していた。いずれも同一企業グループ内の会社であったが、申立期間のうち、一部の期間の厚生年金保険に係る加入記録が無く、また、一部の期間の標準報酬月額が報酬月額と相違している。厚生年金保険の未加入期間及び標準報酬月額が相違する期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和56年12月31日)の後の昭和57年2月22日付けで、申立人の同社における資格喪失日は、56年12月31日とさかのぼって、記録されている上、標準報酬月額は、当初、55年10月から56年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円と記録されていたところ、9万8,000円に減額訂正処理されたことが確認できる。

また、申立人と同様に、適用事業所でなくなった後に資格喪失日が記録され、標準報酬月額が減額訂正処理された者が複数確認でき、適用事業所でなくなった後に資格取得した者は二人確認できるが、いずれも昭和57年2月22日付けで、被保険者記録が取り消されている。

さらに、申立人の同僚は、申立人は経理担当者であったが、厚生年金保険事務には関与しておらず、記録訂正の前後の期間を含め申立人の勤務形態及び勤務内容に変化は無い旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和56年12月31日とするとともに、事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後で、さかのぼって、標準報酬月額に係る記録を減額訂正する処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る喪失日及び標準報酬月額の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である57年2月1日であったものと認められ、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、55年10月から56年9月までは22万円、同年10月から57年1月までは24万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、B社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人について、昭和58年1月11日付けで、当初記録されていた57年10月の定時決定の記録が取り消され、同社における資格喪失日は、同年8月31日と記録されている。

また、申立人と同様に、資格喪失日が昭和57年8月31日と記録又は訂正処理された従業員が28人確認でき、そのうち二人については、当初、資格喪失日が同年11月11日又は同年12月1日と記録されていたところ、これらが取り消され、申立人と同じ資格喪失日と記録されたことが確認できる。

さらに、申立人の同僚は、申立人は経理担当者であったが、厚生年金保険事務に関与しておらず、記録訂正の前後の期間を含め申立人の勤務形態及び勤務内容に変化は無い旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和57年8月31日とする処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は58年1月10日であったものと認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが妥当である。

3 申立期間③のうち、昭和58年1月10日から同年4月22日までの期間について、雇用保険の加入記録及び当時の同僚の供述から、申立人は、C社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者記録は、当初、資格取得日が昭和58年1月10日（資格喪失日は記録無し）、標準報酬月額が30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和57年11月30日）の後の58年4月22日付けで、資格取得日が取り消されており、申立人と同様に、20人についても資格取得日が取り消されていることが確認できる。また、同年4月26日付けで、被保険者資格が取り消されている者が複数確認できる。

また、申立人の同僚は、申立人は経理担当者であったが、厚生年金保険事務に関与しておらず、記録訂正の前後の期間を含め申立人の勤務形態及び勤務内容に変化は無い旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、さかのぼって、申立人の資格取得日を取り消す合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のC社における資格取得日は昭和58年1月10日、資格喪失日は同年4月22日であったものと認められる。

なお、昭和58年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが妥当である。

次に、申立期間③のうち、昭和58年4月22日から同年5月2日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人は、C社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社の当時の従業員は、昭和58年4月の厚生年金保険料が控除されていた旨供述している。

一方、上記被保険者名簿によると、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。しかし、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、当該期間当時、同社は、法人事業所であったことが確認でき、当時の上司及び同僚の供述から、常時5人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和58年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、昭和58年4月の標準報酬月額、C社における申立人の資格取得時の事業所別被保険者名簿の記録から、30万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、昭和58年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間④について、雇用保険の加入記録から、申立人は、D協会に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、D協会に係る事業所別被保険者名簿によると、同協会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和58年6月30日）の後の昭和58年12月9日付けで、申立人の資格喪失日が同年6月30日と記録されている。また、当初記録されていた同年10月の定時決定が取り消されている上、取得時の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、D協会が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に資格喪失日が記録され、標準報酬月額が減額訂正処理された従業員が4人確認できる。

さらに、申立人は、常勤で経理業務を行っていた旨主張しており、申立人の同僚は、申立人は経理担当者であったが、厚生年金保険事務に関与しておらず、記録訂正の前後の期間を含め申立人の勤務形態及び勤務内容に変化は無い旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のD協会における資格喪失日に係る記録を昭和58年6月30日とするとともに、さかのぼって、申立人の標準報酬月額に係る記録を減額訂正する処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る喪失日及び標準報酬月額の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同協会における資格喪失日は、当該訂正処理日である同年12月9日、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年5月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における申立期間に係る標準報酬月額は、平成元年8月から同年11月までは47万円、同年12月から2年9月までは53万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年10月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社B支店における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が激減していた。事業所からの給与の明細を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成元年8月1日付けの随時改定により、47万円から22万円に減額されている。

しかし、A社から提出された「給与支給額明細問い合わせ」の厚生年金保険料控除額から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成元年8月から同年11月までは47万円、同年12月から2年9月までは53万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社が加入していた厚生年金基金は、既に解散しているが、企業年金連合会に移管された加入員記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成元年8月から同年11月までは47万円、同年12月から2年9月までは53万円と記録されている。

さらに、A社は、申立期間当時、厚生年金基金、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合に係る各種届出は、複写式の様式により行っていた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 17 年 7 月 16 日は 73 万円、同年 12 月 17 日は 87 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 16 日  
② 平成 17 年 12 月 17 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金給付に反映されない記録となっている。申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す平成 17 年 7 月支給及び同年 12 月支給の賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された「平成 17 年賃金台帳」から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び「平成 17 年賃金台帳」における賞与額及び保険料控除額から、平成 17 年 7 月 16 日は 73 万円、同年 12 月 17 日は 87 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、こ

れを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る船員保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、C丸における申立人の被保険者記録のうち、申立期間③に係る資格喪失日（昭和26年9月30日）及び資格取得日（昭和26年11月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月25日から24年3月1日まで  
② 昭和24年10月30日から同年12月15日まで  
③ 昭和26年9月30日から同年11月1日まで

A社（後に、B社）には、昭和22年2月から33年10月まで事務長として継続して勤務をしていた。申立期間①及び③は、C丸に乗船していた。それぞれ船員手帳に記載のある期間であり、船員保険被保険者期間として認めてほしい。申立期間②は、事務長として漁獲高の計算など陸上勤務をしていた期間なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間③について、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、申立期間③当時にC丸に乗船していたことが確認できる。

また、申立期間③において、申立人は舵手としてC丸乗組員名簿に氏名が記載されている上、船員手帳に「雇入年月日昭和25年2月20日、雇止年月日昭和32年8月23日」と記載されていることが確認できる。

さらに、昭和26年分源泉徴収票の計算の基礎の欄に「2月から10月」と記載されており、申立期間③が含まれている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立期間③前後の船員保険被保険者台帳の記録から4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年9月及び同年10月の船員保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳において、「C丸に昭和22年4月25日雇入、24年10月22日雇止」と記載されていることから判断すると、申立人は、申立期間①において、C丸に乗船していたことが認められる。

しかしながら、C丸の当時の船舶所有者は既に死亡している上、同僚も死亡又は連絡先不明のため、申立人の申立期間①における勤務の実態及び船員保険料の控除の事実について確認することができない。

また、申立人の妻から提出されたC丸乗組員名簿から確認できた、船長、無線長及び舵手などの同僚は、申立人と同様に申立期間①の船員保険被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、昭和33年10月16日付けの申立人が作成したと認められる「履歴書」及び申立人の妻の「船が寄港している間は、事務長として漁獲高の計算、売値の見張り、60名以上いる船員全員の生活用品や食料の手配、支払、船員の病院への付き添いをし、船がドック入りしたときには単身現地へ出張し船体の修復状況を確認していた。」との具体的な供述から判断すると、申立人は、22年2月にA社C丸に事務長として乗船、33年10月にB社を退職するまで、同船を降りた後も継続して事務長として陸上勤務をしていたことがうかがえる。

しかしながら、D県民政局保険部船員保険課が発行した船員保険被保険者資格確認書によると、申立人は、昭和24年10月30日に資格を喪失し、同年12月15日に再度資格を取得したことが確認できる。

また、申立人及びA社の代表者は既に死亡している上、同僚も死亡又は連絡先不明のため照会することができないことから、申立人の申立期間②における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、23 年 6 月 11 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和 17 年 6 月から 21 年 3 月までは 60 円、同年 4 月から 23 年 5 月までは 600 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 23 年 6 月 11 日まで  
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された退職者記録簿から、申立人は、申立期間を含め昭和 23 年 6 月 10 日まで、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は、昭和 17 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記載があるものの、被保険者資格を喪失している記載が無いことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人及び複数の従業員の被保険者資格喪失日が記載されていないことから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、A社の退職者記録簿から 23 年 6 月 11 日を資格喪失日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 17 年 6 月から 21 年 3 月までは 60 円、同年 4 月から 23 年 5 月までは 600 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（39万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を39万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に39万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りにより、申立期間の保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月1日から41年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から41年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和39年5月に入社し、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の入社時期にかかわる当時の出来事に関する供述から判断すると、申立人は、A社に昭和39年8月1日から継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が記憶する代表取締役及び当時の全従業員5人の厚生年金保険の加入記録が、A社に係る事業所別被保険者名簿によって確認できる。

さらに、当時の同僚は、申立人は自分たちと同様正社員として勤務しており、雇用条件についても同様であるから、申立人も厚生年金保険に加入していたはずである旨供述している。

これらのことから、申立人は、他の同僚と同様に、正規従業員として勤務し、製版の仕事に従事していたことが推認されるほか、職種や雇用形態の違いによる厚生年金保険の異なる取扱い及び試用期間の有無に対する消極的な事情はうかがえないことなどから判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和39年8月1日から41年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間当時における複数の従業員の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和53年7月に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年8月から41年9月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、A社に昭和39年5月に入社した旨申し立てているが、当該入社日に係る申立ての事実を確認できる関連資料等は見当たらず、同社における雇用保険の加入記録も無いことから、申立期間のうち昭和39年5月1日から同年8月1日までの期間について、勤務実態を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から20年8月16日まで  
申立期間と一緒に勤務していた同郷の同僚が申立期間について年金に反映されていると聞き、自分も年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給されていることを知った。  
しかし、同僚は年金に反映されて受給しているのに、自分だけが脱退手当金を受給したことになっているのはおかしい。退職時は脱退手当金の制度を知らず、受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同日に申立期間に係る事業所を資格喪失した被保険者 33 名の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、脱退手当金が支給されたことが記載されている者が24名いるが、そのうち20名はオンライン記録に支給記録が無い上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、脱退手当金が支給されたことが記載されている者が27名いるが、そのうち23名はオンライン記録に支給記録が無く、その理由は不明であり、脱退手当金の支給記録の管理が適正に行われていたとは認め難い。

また、申立人は、「退職時は脱退手当金という制度を知らなかった。」、「勤めていた事業所を終戦により解雇され、同郷の同僚と一緒に郷里に帰ったので、当該同僚が脱退手当金を受給していないのに、自分だけが受給することはありえない。」と主張しているところ、当該同僚も「終戦の翌日に、会社からすぐに帰郷するように言われ、申立人と同郷の数人で家に帰った。」と供述している上、複数の同僚が「退職時は脱退手当金という制度を知らなかった。」と回答し、オンライン記録に脱退手当金の支給記録は無く、厚生年金保険の被保険者期間となっていることを踏まえると、「脱退手当金の制度を知らず、受給していない。」とする申立内容には信憑性<sup>びよう</sup>がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る

脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 24 日から同年 9 月 2 日まで  
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 4 日まで  
③ 昭和 46 年 1 月 6 日から同年 6 月 21 日まで  
④ 昭和 46 年 6 月 21 日から 48 年 4 月 1 日まで  
⑤ 昭和 48 年 3 月 21 日から同年 8 月 21 日まで  
⑥ 昭和 48 年 6 月 18 日から 50 年 7 月 21 日まで

ねんきん特別便が届いてから、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間及び申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が複数の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間⑥に係る事業所の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 50 年 7 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性 8 名に脱退手当金の支給記録が無いことが確認でき、当時の当該事業所の社会保険担当者は脱退手当金の代理請求を行っていないと回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定後、間もなくして国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

加えて、申立期間に係る脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と大幅に相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月12日は73万9,000円、同年12月10日は47万5,000円、16年6月10日は73万9,000円、同年12月10日は46万2,000円、17年6月10日は72万円、同年12月9日は45万1,000円、18年6月9日は70万2,000円、同年12月8日は44万円、19年6月8日は68万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月12日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年6月10日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年6月10日  
⑥ 平成17年12月9日  
⑦ 平成18年6月9日  
⑧ 平成18年12月8日  
⑨ 平成19年6月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月12日は73万9,000円、同年12月10日は47万5,000円、16年6月10日は73万9,000円、同年12月10日は46万2,000円、17年6月10日は72万円、同年12月9日は45万1,000円、18年6月9日は70万2,000円、同年12月8日は44万円、19年6月8日は68万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を65万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、65万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を30万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認められていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認められていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成19年7月10日は8万円、同年12月10日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日  
② 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月10日は8万円、同年12月10日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認められていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認められていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成12年2月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、平成12年4月は44万円、同年5月から同年7月までは41万円、同年8月から14年3月までは34万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月から同年10月までは59万円、同年11月は47万円、同年12月及び15年1月は50万円、同年2月は53万円、同年3月は59万円、同年4月は53万円、同年5月から同年7月までは62万円、同年8月は50万円、同年9月は59万円、同年10月は62万円、同年11月は56万円、同年12月は59万円、16年1月は56万円、同年2月から同年4月までは62万円、同年5月から17年3月までは44万円、同年4月から18年6月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑧から⑬までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月11日は41万円、同年12月29日は20万5,000円、16年7月15日は42万7,000円、同年12月17日は58万4,000円、17年7月15日は46万6,000円、同年12月16日は52万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成12年1月1日から同年4月1日まで  
② 平成12年4月1日から18年7月1日まで  
③ 平成12年12月  
④ 平成13年7月  
⑤ 平成13年12月  
⑥ 平成14年7月  
⑦ 平成14年12月  
⑧ 平成15年7月11日  
⑨ 平成15年12月29日  
⑩ 平成16年7月15日  
⑪ 平成16年12月17日  
⑫ 平成17年7月15日  
⑬ 平成17年12月16日

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた期間の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給料明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間③から⑬までの標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、給料明細書及び当時の取締役の供述から、申立人がA社に勤務し、申立期間①のうち平成12年2月及び同年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成12年3月1日であり、申立期間①のうち同年1月1日から同年3月1日までは適用事業所となっていない。

しかし、当該期間においてA社は、法人事業所であり、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①のうち、平成12年2月及び同年3月の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成12年1月及び同年2月において、A社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の同年2月及び同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間①のうち、平成12年1月については、同年1月の給料明細書から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記給料明細書では、事業主により申立人に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成12年4月は44万円、同年5月から同年7月までは41万円、同年8月から14年3月までは34万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月から同年10月までは59万円、同年11月は47万円、同年12月及び15年1月は50万円、同年2月は53万円、同年3月は59万円、同年4月は53万円、同年5月から同年7月までは62万円、同年8月は50万円、同年9月は59万円、同年10月は62万円、同年11月は56万円、同年12月は59万円、16年1月は56万円、同年2月から同年4月までは62万円、同年5月から17年3月までは44万円、同年4月から18年6月までは47万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、上記給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間②の全期間にわたって一致していないことから、事業主は、申立期間②の標準報酬月額について、上記給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑧から⑬までについて、賞与明細書から、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑧から⑬までの標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月11日は41万円、同年12月29日は20万5,000円、16年7月15日は42万7,000円、同年12月17日は58万

4,000 円、17 年 7 月 15 日は 46 万 6,000 円、同年 12 月 16 日は 52 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

他方、申立期間③から⑦までについて、厚生年金保険制度において、賞与が年金額の計算の基礎とされるのは平成 15 年 4 月以降であることから、当該期間は特例法による記録訂正の対象とならない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果<標準賞与額> (別添一覧表参照) とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は<訂正前の標準賞与額> (別添一覧表参照) とされている。しかし、申立人は、申立期間について、<標準賞与額> (別添一覧表参照) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の<申立期間> (別添一覧表参照) の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 :	} 別添一覧表参照
基礎年金番号 :	
生年月日 :	
住所 :	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間> (別添一覧表参照)

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、年金事務所にて事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、<申立期間> (別添一覧表参照) に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、<申立期間> (別添一覧表参照) の標準賞与額については、賞与一覧表における保険料控除額から、<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 4 月 14 日に<申立期間> (別添一覧表参照) に係る標準賞与額訂正届を提出していることから、社会保

険事務所（当時）は、申立人に係る訂正後の＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額	訂正前の 標準賞与額
13167	女		昭和53年生		平成18年12月22日	26万1,000円	21万1,000円
					平成19年6月22日	67万8,000円	56万1,000円
					平成19年12月17日	81万4,000円	67万2,000円
13168	女		昭和52年生		平成18年12月22日	18万6,000円	16万5,000円
					平成19年6月22日	47万8,000円	41万5,000円
					平成19年12月17日	47万8,000円	41万4,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人に係る標準賞与額の記録を平成18年7月13日は8万円、同年12月14日及び19年7月13日はそれぞれ26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月13日  
② 平成18年12月14日  
③ 平成19年7月13日

A事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA事務所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月13日は8万円、同年12月14日及び19年7月13日はそれぞれ26万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者賞与支払

届を社会保険事務所（当時）に対して提出せず、各申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が19年6月1日とされ、当該被保険者期間のうち申立期間②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月1日から同年5月31日まで  
② 平成19年5月31日から同年6月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①については厚生年金保険の標準報酬月額が実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②については厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、年金事務所に申立期間②に係る訂正の届出を行ったが、申立期間②は年金額の計算の基礎とされない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された平成 19 年分賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定し、その認定すべき額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

したがって、申立期間①については、A社から提出された平成 19 年分賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額が 44 万円、報酬月額に基づく標準報酬月額が 53 万円、オンライン記録の標準報酬月額が 32 万円であることから、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額を誤ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の記録、A社から提出された監査役会議事録及び平成 19 年分賃金台帳から、申立人が同社に同年 5 月 31 日まで勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、特例法に基づき、平成 19 年分賃金台帳において確認できる保険料控除額から、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 4 月 12 日に申立期間②当時に事務手続を誤ったことを認めて、資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 19 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成17年11月1日、資格喪失日が19年6月1日とされ、当該期間のうち申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月31日から同年6月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出されたタイムシート及び平成19年分賃金台帳により、申立人が同社に同年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、平成19年分賃金台帳において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月12日に申立期間当時に事務手続を誤ったことを認めて、資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る19年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の〈申立期間〉(別添一覧表参照)の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉(別添一覧表参照)

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事業所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、〈申立期間〉(別添一覧表参照)に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉(別添一覧表参照)の標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 12 日に〈申立期間〉(別添一覧表参照)に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る〈申立期間〉(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
13172	女		昭和50年生		平成18年6月10日	14万円
13173	女		昭和42年生		平成18年6月10日	13万5,000円
13174	女		昭和41年生		平成18年6月10日	13万円
13175	女		昭和36年生		平成18年6月10日	13万円
13176	女		昭和57年生		平成18年6月10日	2万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和21年5月15日に、資格喪失日に係る記録を22年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月15日から22年8月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述及び申立人から提出された申立人の同社における経歴に関するB社の回答書から判断すると、申立人が、申立期間にA社C支店D出張所に勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、A社（本店）における資格喪失日が昭和21年5月15日と記載されているが、その原因欄に「転勤」と記載されており、上記B社の回答書から判断すると、申立人は、同日にA社E支店から同社C支店D出張所に異動したものと認められる。

さらに、申立人と同様にA社C支店D出張所からF社に転職したと申立人が記憶する同僚3名については、A社C支店D出張所及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、いずれも、A社C支店D出張所において昭和22年8月20日に資格を喪失し、同日にF社において資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和21年5月15日に同社E支店から同社C支店D出張所に異動、22年8月20日に同出張所からF社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様にA社C支店D出張所からF社に異動した同僚の昭和22年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから不明であるが、同社C支店D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番は見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない。また、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和21年5月から22年7月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成8年9月16日、資格喪失日が12年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社経理担当者の供述、申立人から提出された退職証明書及び給与支給明細書の写しから、申立人が申立期間においても同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年7月1日から同年8月21日までの期間の標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成13年8月21日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成13年7月の標準報酬月額が自分の記憶する給与総額より低くなっており、また、同社に同年8月31日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、平成13年7月の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出された給与台帳において確認できる保険料控除額から、28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った保険料額を控除したことを認めていることから、事業主は、給与台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当

時)は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成13年8月21日から同年9月1日までの期間については、雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る退職者精算書及び同社の回答から、申立人は、同社に同年8月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記退職者精算書から確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、平成13年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月25日から同年4月1日まで

A社C支店で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社への異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る職員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和62年4月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和62年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を<標準賞与額> (別紙一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 18 年 7 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書、賞与明細一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、<標準賞与額> (別紙一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所 (当時) に対して提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
13191	女		昭和56年生		25万円
13192	男		昭和44年生		30万円
13193	男		昭和52年生		63万5,000円
13194	女		昭和57年生		5万円
13195	男		昭和21年生		20万円
13196	男		昭和26年生		15万円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別紙一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳の写し等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額又は標準賞与額から、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことを認めており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
13197	男		昭和28年生		平成15年 8月 8日	100万円
					平成15年12月19日	100万円
					平成16年12月20日	60万円
					平成17年12月12日	70万円
					平成18年 7月20日	85万円
					平成18年12月15日	70万円
					平成19年 7月20日	80万円
					平成19年12月17日	80万円
13198	男		昭和46年生		平成15年 8月 8日	30万円
					平成15年12月19日	50万円
					平成16年12月20日	35万円
					平成17年12月12日	40万円
					平成18年 7月20日	50万円
					平成18年12月15日	50万円
					平成19年 7月20日	50万円
					平成19年12月17日	55万円
13199	男		昭和40年生		平成19年 7月20日	5万円
					平成19年12月17日	45万円
13200	女		昭和35年生		平成15年 8月 8日	3万5,000円
					平成15年12月19日	30万円
					平成16年12月20日	20万円
					平成17年12月12日	22万円
					平成18年 7月20日	18万円
					平成18年12月15日	22万円
					平成19年 7月20日	22万円
					平成19年12月17日	23万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成16年3月31日は9万5,000円、17年3月31日は6万4,000円、18年3月31日は9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日  
② 平成17年3月31日  
③ 平成18年3月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年3月31日は9万5,000円、17年3月31日は6万4,000円、18年3月31日は9万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成17年3月31日は14万8,000円、18年3月31日は9万7,000円、19年3月30日は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月31日  
② 平成18年3月31日  
③ 平成19年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年3月31日は14万8,000円、18年3月31日は9万7,000円、19年3月30日は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤り及び保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社の回答及び同社から提出された勤務証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和58年4月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和58年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和58年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月30日から同年8月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成12年7月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書並びに同社の総務担当者及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社で平成12年7月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A社は、保険料の控除方法について当月控除を採用しており、申立人の平成12年7月の厚生年金保険料については、申立人の同年同月分の給与から控除したとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の資格喪失日に係る届出に誤りがあり、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち申立期間の加入記録が無い。平成16年9月30日まで同社に勤務し、諸給与内訳明細書のとおり厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の平成16年9月度及び同年10月度の諸給与内訳明細書並びに同社の回答により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記諸給与内訳明細書の保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、資格喪失の事務処理に誤りがあり、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月11日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、同社C工場から同社B工場に異動しているが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る従業員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和32年3月11日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和32年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月20日

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。同社もそのことに気づき、平成22年5月27日に年金事務所に届け出たが、年金の給付額に反映しないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年9月20日に支給された賞与に係る給与支給明細書（控）から、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の事務手続きが誤っていたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年5月27日に訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成7年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から7年1月1日まで

ねんきん特別便及びねんきん定期便でA事業所に勤務した期間のうち、同事業所からB事業所に異動したときの厚生年金保険の記録が無いことが分かった。しかし、勤務は継続しており、退職した覚えは無いので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所が保管していた人事記録等から、申立人が申立期間において同事業所及びB事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、企業年金連合会の中脱記録照会（加入員記録）では、平成7年1月1日に申立人がA事業所において資格を喪失し、同日にB事業所において資格を取得していることが確認でき、申立人が保管している当時の雇用保険被保険者証から、同事業所への転勤年月日が同年1月1日であることが確認できる。

一方、A事業所及びB事業所が加入していたC厚生年金基金は、「社会保険事務所と厚生年金基金への被保険者資格の取得及び喪失の届出用紙については複写式であった。」と供述していることから、当該事業所においては、当該厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人に係るA事業所における被保険者資格を平成7年1月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該厚生年金基金の記録から、59万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年1月28日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年1月28日）の後の平成6年2月1日付けで、申立人を含む3名の標準報酬月額が減額訂正処理されており、申立人の場合、4年1月から5年12月までについて、さかのぼって8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、当該訂正処理が行われた平成6年2月1日の時点で、同社の取締役であったことが確認できるところ、昭和58年7月1日から平成6年7月31日までの期間において、雇用保険の加入記録があり、従業員としての身分で同社に勤務していたことがうかがえる。

また、A社の営業部長として同社に勤務していた取締役1名は、「申立人は営業の責任者として仕事をしていた。また、自分と申立人は、当社の経営に深くかかわっておらず、社会保険の届出事務の権限は無かった。」旨供述している。

さらに、上述の取締役は、「平成5年ごろ、経営不振となった当社の業務を関連会社であるB社に引き継ぐこととなったが、当該引継ぎ業務を行っていたのは両社の代表取締役就任していた事業主で、当社の代表印を保管管理していたのは当該事業主であり、

厚生年金保険から脱退する際の権限も同人が持っていた。」旨供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額から、40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額から、30 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 51 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額から、51 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 18 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額から、18 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額から、53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年5月まで  
私の父は、昭和48年\*月に私が30歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は私が郵便局で納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしてくれたとする父親から当時の加入状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人は申立期間後の昭和51年6月11日に国民年金に任意加入したことにより被保険者資格を取得したことが記載されており、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、ほかに年金手帳を所持していたと主張しているが、申立人は居住している区以外へ転居したことは無く、同一区内で近接した時期に別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から57年3月まで  
私の父は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする父親は、加入手続の時期及び保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は「昭和57年6月9日手帳交付」と押印された年金手帳を1冊のみ所持していること、当該交付時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、保険料を納付していたとする父親はさかのぼって保険料を納付したとはしていないこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を結婚する 1 年ほど前に区役所の窓口でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、結婚前の昭和 63 年 1 月ごろに当時居住していた区の窓口で申立期間の保険料をまとめて納付したと説明しているが、当該区の窓口では過年度保険料の収納取扱いを行っていなかったとしており、納付したとする保険料額は申立期間の保険料額と大幅に相違している。

また、申立人は、戸籍の附票により、実家所在地の市から別の区に転居し、更に婚姻後に別の市に転居していることが確認できるが、申立人が所持する年金手帳には、実家所在地の市から婚姻後に居住した市に住所変更した旨は記載されているものの、納付したとする時期に居住していた区における住所の記載は無く、申立人は当該区への住所変更手続をした記憶は無いと説明している。

さらに、当該手帳の国民年金の記録欄に申立期間の資格取得の記載は無く、申立期間は学生時の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該手帳の各欄に押された婚姻後に居住した市の確認印から、申立人は、当該市に転居した平成 2 年 4 月以降に婚姻による氏名変更、住所変更及び資格得喪届の諸手続を行ったと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 7 月まで  
② 昭和 62 年 7 月から 63 年 2 月まで  
③ 平成元年 1 月及び同年 2 月

私は、申立期間の①は勤務先の上司に言われ国民年金に加入し、申立期間の②及び③についても厚生年金保険から国民年金への切替えの必要性を認識して国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 10 月ごろにA区で払い出されており、申立人が当該期間に在住していたB市で払い出されていないことが確認できる。また、申立期間の①は、62 年 10 月 26 日に資格得喪記録が追加されたことにより未納期間に整備されたものであることから、申立期間の①当時において、申立期間の①は、国民年金に加入していなかった期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の①の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続並びに保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

2 申立期間の②について、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金の加入手続、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人は前述の手帳記号番号払出しの約 2 か月後、C市に住居を変更し

ており、申立期間の②の保険料に係る納付書が申立人の手元に到達したか否かは確認できない。

このほか、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

- 3 申立期間の③について、社会保険事務所（当時）において申立人が申立期間の③当時に居住していたB市に国民年金の再加入手続をしたとする記録が無く、申立人が申立期間の③に同市に居住したとする期間のオンライン記録も見当たらないことから、申立期間の③に係る保険料の納付書が発行されず、申立人は保険料を納付することはできなかったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の③の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金の加入手続並びに納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

- 4 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①、②及び③の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月から同年 10 月まで

私は、会社を退職後の平成 4 年 8 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後の平成 4 年 8 月に市役所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。」と述べているものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、8 年 11 月ごろに払い出されていることが推認でき、申立期間当時に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該払出しの時点では申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は国民年金への加入手続並びに保険料の納付場所及び納付方法等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 5 月まで

私は、大学を卒業後、昭和 59 年 4 月から病院で研修医として勤務するにあたり、国民健康保険及び国民年金への加入が義務付けられていたことから、同年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 59 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出状況簿によれば平成 2 年 6 月 8 日に払い出されており、申立期間以前において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間後の昭和 61 年 6 月から平成 2 年 5 月までの期間の厚生年金保険の加入記録は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期である平成 2 年 6 月に追加され整備されたものであり、当該記録の追加前までは、申立期間は、国民年金に加入していなかった期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は申立期間に係る加入手続の場所並びに保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 62 年 10 月まで

私は、平成 2 年 8 月ごろ厚生年金保険から国民年金への切替手続の際、さかのぼって未払分の国民年金保険料を納付すれば全納になると区役所窓口で勧められ、郵便局で保険料 13 万 900 円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間後の昭和 62 年 11 月から 63 年 6 月までの厚生年金保険の加入記録は、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された時期である平成 2 年 8 月に追加変更されたものであり、申立期間及び昭和 63 年 7 月から同年 10 月までの期間が国民年金の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、当該追加変更前までは、申立期間は、国民年金に加入していなかった期間であり、申立期間当時においては、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「郵便局で国民年金保険料 13 万 900 円を納付した。」と主張しているが、上述のとおり申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認できることから、厚生年金保険の加入期間の記録を追加した時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする金額は、この記録の追加により整備された昭和 63 年 7 月から同年 10 月までの期間及び申立人の手帳記号番号が払い出された平成 2 年度分の合計額とおおむね一致する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、保険料を納付したとする金額は申立期間の保険料額とは一致しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 6 月まで  
私の母は、私が昭和 60 年 9 月に会社を退職した後に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 2 年 7 月に A 市で払い出されていることが推認でき、申立期間当時居住していた B 市で別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間前後の厚生年金保険の加入の記録は、平成 21 年 12 月に統合されたものであり、統合以前は、申立期間を含む昭和 55 年 3 月から平成元年 6 月までの期間は国民年金に加入していなかった期間であり、申立期間当時、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い保険料を納付してくれたとする母は、申立人の国民年金の加入手続並びに保険料の納付金額及び納付方法等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から 46 年 3 月まで  
② 昭和 46 年 7 月から 50 年 12 月まで

私は、時期は明確ではないが、当時夫婦で働いていた店に来たA区の国民年金の徴収員を通じて夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私がそれまで未納であった夫婦二人分の保険料として6万円から7万円くらいを後日お店に来た同徴収員に一括で納付し、一括で納付した後は郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「納付時期は明確に記憶していないが、徴収員を通じて加入手続及び未納分の国民年金保険料を納付した。」と主張しており、また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金受付処理簿によれば、昭和 50 年 12 月 21 日から 51 年 2 月 26 日の間に夫婦連番で払い出されており、仮に、50 年 12 月に保険料を納付したとすれば、当該月は第 2 回特例納付が可能な時期である。

しかしながら、A区においては、徴収員が特例納付及び過年度納付の保険料の徴収を行っていなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の①及び②の保険料を一括で納付したとする時期及び保険料額についての記憶が曖昧で、国民年金の手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている夫も、申立期間のうち厚生年金保険の加入期間を除いた期間の保険料が未納である。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月  
私は、昭和 61 年 1 月に会社を退職し、同年 2 月の婚姻と同時に転居したため、実家の母に国民年金保険料の納付を依頼した。申立期間の保険料は母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 62 年 3 月ごろに、第 3 号被保険者資格の取得の届出と併せて払い出されたものと推認され、申立期間以前において申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は無い。

また、申立人が所持している年金手帳の資格喪失日及び資格取得日の記載は、オンライン記録と一致している上、オンライン記録によれば、申立人の申立期間の国民年金の資格は、申立人の婚姻日の昭和 61 年 2 月 \* 日付けで「公的年金加入者の配偶者」との理由で喪失し、第 3 号被保険者制度が発足した昭和 61 年 4 月 1 日付で資格取得となっており、この喪失と取得の二つの記録はともに昭和 62 年 3 月 2 日付で追加されていることが確認できる。このことから、申立期間は、手帳記号番号の払い出し時点では、国民年金の任意加入の適用期間とされ、任意加入手続をさかのぼってできなかったことから、未加入期間とされ、申立期間当時、申立期間は、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月から 8 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳になった平成 6 年\*月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、厚生年金加入期間中の平成 9 年 7 月から同年 10 月まで国民年金保険料を毎月納付しているが、当該保険料は過誤納となり、7 年 6 月から同年 9 月の保険料にそれぞれ充当されていることから、当該期間は、当該充当が行われる以前において保険料の未納期間であったものと推認できる。

また、申立人は、「私が 20 歳になった平成 6 年\*月ごろに母が国民年金の加入手続を行い、保険料も母が納付してくれていた。」と述べているものの、申立人の母は、「申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付した記憶は無い。」と述べており、申立内容に整合性が認められない。

加えて、申立人及びその母が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から平成3年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成4年2月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳によると、初めて被保険者となった日は3年4月1日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、母親は、申立期間当時に申立人の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明するなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から48年3月まで

私は、父から年金手帳を渡された記憶があるので、父が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人の妹も、20歳になった昭和47年\*月から婚姻後の53年1月に任意加入するまで国民年金に未加入であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の昭和51年5月に払い出されていることが確認でき、申立人が父親から渡されたと説明する年金手帳には、当該手帳記号番号が記載されており、申立人は現在所持する手帳以外の手帳を所持したことは無いと説明している上、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年6月までの期間、50年2月及び同年3月、56年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から47年6月まで  
② 昭和50年2月及び同年3月  
③ 昭和56年1月から同年7月まで

私は、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の厚生年金保険から国民年金への切替手続きをした場所、納付額、申立期間①及び③の納付場所及び厚生年金保険から国民年金への切替手続き時に年金手帳を持参した記憶が曖昧である。また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録ページには、昭和52年2月20日の資格取得は記載されているものの、申立期間に係る資格取得及び資格喪失の記載は確認できず、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持する年金手帳には、昭和52年9月に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載されており、申立人は、当該年金手帳以外の手帳を申立期間当時に所持していた記憶が無いと説明するなど、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月及び8年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月  
② 平成8年2月

私は、20歳になったときに国民年金保険料の納付書が届いたため、会社に就職した平成8年4月ごろ、金融機関で3か月分の保険料を一括で納付したはずである。申立期間①と②の間の1か月分が納付済みとなっているのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①及び平成8年1月並びに申立期間②の3か月分の保険料を同年4月に一括納付したと説明しているが、オンライン記録によると、9年10月15日に過年度納付書が作成されていることが確認できるため、当該納付書作成時点で、7年12月から8年2月までの保険料について未納分があったものと考えられる上、申立期間①と②との間の同年1月分の保険料を10年2月18日に過年度納付していることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であるため、3か月分の保険料を一括納付することもできないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 39 年 11 月までの期間及び 40 年 12 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月から 39 年 11 月まで  
② 昭和 40 年 12 月から 42 年 3 月まで

私が勤務していた美容室は、20 歳のときに国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間①の国民年金保険料を給料から控除して納付してくれていた。また、申立期間②は、私が保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①当時に勤めていた美容室及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付してくれたとする上記美容室の事業主は、「従業員の国民年金の事務手続等を行っていた夫は、昭和 38 年 10 月に入院し、翌年には死亡したため、申立人の国民年金の加入手続を行ったかどうか不明であり、私が加入手続を行ってあげたかどうか不明です。」と説明している。

また、申立期間②については、申立人は、自身で保険料をまとめて納付したと説明するものの、当該期間当初に転居した際の国民年金の住所変更手続、保険料の納付場所、納付時期及び納付額等に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 43 年 1 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、一方、申立期間②の保険料は、過年度納付することが可能であったものの、申立人は、過年度納付に必要な納付書に関する記憶が無いなど、上記美容室及び申立人が申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私の母は、私が学生であった昭和 63 年 5 月ごろ、郵便局職員から「国民年金は、学生もいずれ強制加入になるので早く加入しておいた方がよい」と言われたことをきっかけに、私の国民年金の加入手続を行った。その後、父母及び私は、私が就職するまで、私の国民年金保険料を納付書で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする母親は当時の加入手続の記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする申立人及びその両親は保険料の納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 5 月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人は大学生が強制加入することとなった同年 4 月 1 日に初めて被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、納付書が発行されず、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年3月まで  
私の母は、私が20歳になった平成6年\*月に私の国民年金の加入手続をして、短大を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人には、平成9年1月1日に、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、それ以前に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間に係る資格取得及び資格喪失の記録は、10年4月30日に記録追加されていることから、当該記録追加時点まで、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該記録追加時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、基礎年金番号となった厚生年金保険の記号番号の記載はあるものの、国民年金の手帳記号番号の記載は無く、「国民年金記録（1）」のページに、国民年金の資格取得年月日が記載され、申立人が当時居住していた区の押印があることから、申立人は、基礎年金番号が付番された後に、国民年金の加入手続を行ったものと考えられることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人及びその母親は、前記の年金手帳とは別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年12月まで

私の母は、昭和50年4月ごろに私の国民年金の加入手続を区役所で行い、国民年金保険料は同居家族分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年2月ごろに払い出されており、当該払出時点でさかのぼって納付することが可能な限りの51年1月以降の保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるほか、申立人は現在所持する手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が保険料を納付していたとする同居の兄の保険料も、兄の手帳記号番号が払い出された時点でさかのぼって納付することが可能な限りの期間の保険料は納付済みであるものの、時効により納付できない加入当初の期間の保険料は未納であり、申立人と同様の納付行動であったことが確認できるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月まで  
私の父は、私が 20 歳のころに私の国民年金の加入手続及び免除申請の手続を行ってくれた。昭和 61 年 4 月に大学に入学するため転居した後は、自身で免除申請の手続を行ったはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は転居後の国民年金の再加入手続、住所変更手続及び免除申請手続の時期、場所に関する記憶が曖昧であり、免除申請手続は毎年は行っていないと説明している。

また、申立人は転居後に申立期間の免除申請の手続を行ったはずであると説明しているが、申立人の所持する国民年金手帳の住所変更欄には転居後の住所変更履歴が記載されていないほか、申立人は申立期間当時は大学生であり、当時、20 歳以上の大学生は国民年金の任意加入被保険者とされており、制度上は申立期間の免除申請をすることができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から平成 2 年 3 月  
私の母は、私の 20 歳の前日に国民年金の加入手続をし、私が就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする母親は、保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された記録が無く、申立人は、申立期間当時は大学生であり、当時、20 歳以上の大学生は国民年金の任意加入被保険者とされていたが、申立期間は未加入期間であるため保険料は納付することができないほか、申立人は国民年金の手帳を見た記憶が無いと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月及び同年 8 月

私は、会社に就職した平成 14 年 9 月以降に申立期間の保険料を納付書により郵便局で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の再加入手続に関する記憶が曖昧であり、納付したとする金額は、申立期間の保険料額と大幅に相違している。

また、オンライン記録により、申立人への「未適用者未加入期間国年適用勧奨」が平成 14 年 7 月 31 日に行われ、16 年 2 月 24 日に「未適用者一覧表（最終）」が作成されていることから、その後も未加入期間のままであることが確認でき、申立人は再加入手続を行わなかったものと考えられ、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から同年11月までの期間及び48年2月から54年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から同年11月まで  
② 昭和48年2月から54年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を国民年金加入手続当時にまとめて納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人及び申立人の加入手続に同行したとする申立人の妻は、国民年金の加入時期、加入手続、加入場所、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和57年2月に払い出されており、申立人は当該払出時点で過年度納付することが可能な55年1月から56年3月までの期間の保険料を納付しているものの、当該払出時点で申立期間はいずれも時効により保険料を納付できない期間であること、申立人は、別の手帳を受領、所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 45 年 11 月までの期間及び 46 年 6 月から 48 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から 45 年 11 月まで  
② 昭和 46 年 6 月から 48 年 4 月まで

私は、20 歳になった時から国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①については、当該期間当初に申立人が居住していた区では、当時集金人による印紙検認方式で保険料を徴収していたが、申立人は、印紙検認により保険料を納付した記憶が乏しいこと、申立人は当該期間中の昭和 44 年 12 月ごろに転居しており、当該転居先の市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び毎年度の「国民年金保険料（毎月、基準月、年間）収納一覧表」（いずれも申立人が再転居した 46 年 8 月時点までの保険料収納状況が記載されている。）では、当該期間直後の 45 年 12 月から 46 年 5 月までの期間の保険料のみ納付済みとされ、当該期間の保険料は未納とされていることが確認できること、申立期間②については、上記のとおり、被保険者名簿等により当該期間当初の 46 年 6 月及び 7 月分の保険料が未納であったことが確認できるほか、申立人は、再転居した区では年金手帳が再発行されるまでは（当該年金手帳の色から 49 年以降に再発行されたと考えられる。）保険料を納付した記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年8月まで

私の祖母は、私が平成3年8月に会社を退職した後、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続きを行ったとする祖母及び保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険番号が付番されており、申立期間は未加入期間で、保険料を納付できない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年7月までの期間及び63年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年7月まで  
② 昭和63年1月から同年6月まで

私は、申立期間はいずれも会社退職時に、私自身が国民年金の加入手続をし、納付期限が過ぎた国民年金保険料は、母が平成の初めごろに、督促のために自宅に来た区役所の集金担当者に毎回1か月の保険料をさかのぼって現金で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は区の集金人に保険料を納付していたと説明するが、当該納付方法は、申立期間当時、申立人が居住していた区では行われておらず、区の当時の収納方法と相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成2年8月に払い出されており、オンライン記録によると、申立期間に係る資格取得及び資格喪失の記録は、2年8月13日に記録追加されていることが確認できることから、当該記録追加時点まで、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であったと考えられるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 59 年 4 月までの期間及び同年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 59 年 4 月まで  
② 昭和 59 年 8 月から同年 12 月まで

私は、昭和 59 年ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った際、区役所職員から過去 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知らされ、一括で約 20 万円から 30 万円を区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付時期についての記憶が曖昧であり、納付したとする金額は、申立期間の保険料をすべて納付した場合の金額と相違する。

また、申立人は、大学を卒業した 4 年後の昭和 59 年ごろ、資格試験に合格し、そのころに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと説明するものの、申立人が所持する当該資格に係る合格通知書等の日付は昭和 63 年と記載されている上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、前年の 62 年 3 月に払い出されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該払出後の昭和 62 年 4 月に、当該時点で過年度納付することが可能であった 60 年 1 月分までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年11月から平成3年3月まで  
私の父は、私が20歳になった昭和62年\*月に市の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、口座振替により国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、口座振替に係る手続及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人は学生であったため、申立期間は、国民年金の任意加入適用期間であり、申立人が任意加入した記録は無いことから、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、父親が加入手続をしたとする申立人の弟も、学生が強制加入となった平成3年4月に国民年金の被保険者資格を取得しているものの、それ以前の期間は未加入であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人及びその父親は、申立期間当時に交付されたとする国民年金の手帳に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年7月までの期間及び平成9年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月から8年7月まで  
② 平成9年3月から同年6月まで

私が20歳になったところに、母が私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納めてくれていた。平成14年以後は、自分で厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付を行ってきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親は、国民年金の切替手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険に加入したことにより平成6年11月に国民年金被保険者資格を喪失した旨の記録はあるものの、それ以降に、申立人が国民年金被保険者資格を取得した旨の記録は無いことから、申立期間はいずれも未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間であったと考えられるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 9201

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 51 年 12 月まで  
私は、昭和 51 年ごろ、区役所からの電話かかはがきで国民年金保険料の未納期間があり、2年間さかのぼって納付しないと年金がもらえなくなると言われ、すぐに集金人が来てくれたので保険料を納付し、その後は2年間くらい毎月、夫婦二人分で1万2,000円くらいの保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、過年度保険料をさかのぼって納付し始めた時期の記憶が曖昧であり、納付を始めた時期を特定できないため、時効との関係で過年度納付することが可能であった期間を推定することができない。

また、申立人が過年度納付したとする保険料の納付額は、申立期間当時の保険料額と相違しており、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月及び15年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年9月  
② 平成15年4月から同年6月まで

私は、平成16年の初めごろに国民年金の加入手続をして、2年間さかのぼって国民年金保険料を数回に分けて納付書で納付した。申立期間の保険料は自ら進んで国民年金に加入して、納付可能な限りさかのぼって保険料を納付したので、保険料を納付しない理由が無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当委員会は、申立人が主に保険料を納付していたと説明する金融機関において、該当する支店分の領収済通知書を閲覧調査したが、申立期間①前後の保険料の納付に係る領収済通知書は確認できたものの、申立期間①に係る領収済通知書は確認できなかった。

また、申立期間②直前の保険料は、当該金融機関において、平成17年3月14日に納付されていることは確認できたが、直後の保険料に係る領収済通知書は見当たらない上、当該保険料を納付した金融機関を特定できないため、調査することが困難である。

さらに、オンライン記録及び前記の領収済通知書により、申立期間①直後の平成14年10月の保険料は16年12月2日に、オンライン記録により、申立期間②直後の15年7月の保険料は17年8月8日にそれぞれ過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年9月までの期間及び3年10月から4年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年9月まで  
② 平成3年10月から4年10月まで

私の母は、私が大学の医学部を卒業した平成元年4月ごろに、私の国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を1年分まとめて納付してくれ、その後も保険料を納付してくれていた。所持している年金手帳に、初めて被保険者となった日として平成元年4月1日の記載があるので、同年4月から保険料を納付しているに違いない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は申立期間の保険料の納付額、納付状況等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、所持する年金手帳に初めて被保険者となった日が平成元年4月1日と記載されていることから、同年4月分から保険料を納付しているはずだと主張するが、この資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、加入手続を行った際に強制加入期間の初日までさかのぼって記載されるものであり、納付開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年11月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する現金領収証書により、申立人は申立期間②直後の4年11月から6年3月までの17か月間の保険料を、当該払出し時点直後の6年12月22日に一括納付してことが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時に申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）に

において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年3月まで

私は、国民年金保険料の申請免除後に国民年金をやめる手続きをしたことがなく保険料も納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧であり、申立期間は昭和60年6月から申立人の夫が厚生年金保険に加入したため、国民年金の任意加入適用期間であるが、申立人は国民年金について任意加入手続きを行った記憶は無いと説明していること、申立期間直前の60年4月及び同年5月の保険料が未納であったことから、申立人は任意加入被保険者資格の取得を希望しないものとして当該期間は未加入期間とされたと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年3月まで

私は、申立期間当時学生であったが、平成3年4月から学生も国民年金の強制適用となり、収入がなければ国民年金保険料の免除を申請できることを知り、免除申請書を送付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除の承認通知書等）が無く、申立期間当時に申立人が居住していた市では保険料の免除を継続して希望する場合、毎年度免除申請手続をする必要があるが、申立人は、免除申請の手続は当初の1回のみ行ったとしており、また、免除申請書送付後、承認通知書を受け取った記憶は無いとしているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無く、居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年10月から5年4月まで  
私の母は、私が大学生のときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成7年6月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、当該払出時点で納付可能であった申立期間直後の5年5月から7年3月までの期間の保険料を7年6月23日から8年5月8日にかけて過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳のほかにも年金手帳を所持したことがなく、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、55年9月の保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から48年3月まで  
② 昭和55年9月

私は、国民年金に加入したときに、さかのぼって申立期間①の国民年金保険料を一括で納付したはずである。また、申立期間②の保険料は還付されていないと思う。申立期間①の保険料が未納とされていること、申立期間②の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入した昭和48年3月に当該期間の保険料を一括して納付したとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、51年3月ごろに払い出されているほか、申立人は、51年3月26日に当該時点では本来時効により納付することができない48年4月から同年12月までの保険料を含め昭和48年度及び49年度分の保険料を、51年10月25日に50年度分の保険料をそれぞれさかのぼって納付していることが申立人の所有する領収証書により確認でき、これについては、申立人は、上記の手帳記号番号払出時点で、60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮してさかのぼって納付したものと考えられること、申立人は、一括して納付した保険料額の記憶も曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、還付整理簿より、申立人の当該期間の保険料は昭和56年3月11日に公的年金加入を理由に還付決定され、同年3月27日に還付金の支払が行われたことが確認でき、申立人の所持する年金手帳にも「3還付 55・9～55・9まで 3770

円(2016)」の記載があるなど、当該期間の保険料の還付を疑わせる事情は認められない。  
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 9212 (事案 765 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から53年3月まで

私は、特例納付の申請が6月末で終了するというラジオ放送を聞き、昭和47年6月末の締切日2日前に、母にお金を持たせてまとめて国民年金保険料の納付を依頼した旨、先般申し立てたところ、申立内容の要旨が、「私は、母親から、昭和55年6月ごろに国民年金の加入手続を行い、過去の国民年金保険料をまとめて納付したと聞いている。」と、私の説明と全く異なる内容になっており、その結果、「特例納付を行ったと主張している昭和55年以降も保険料が未納となっている期間が見られるほか、同居していた妹にも未加入及び未納期間がある」等の理由で訂正不要とされた。

しかし、私は、特例納付のラジオ放送をきっかけに昭和47年6月末に加入したのであり、申立期間の保険料を特例納付したとは主張していない。委員会は、私の加入手続時期及び保険料の納付方法について誤認しながら、私の申立てについて訂正不要と判断しており、その結論には納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確である上、申立人には、特例納付を行ったと主張している昭和55年度以降も保険料が未納となっている期間が見られるほか、同居していた妹にも申立期間当時に未加入及び未納期間があるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立て時から、昭和47年6月初めに特例納付のことをラジオのニュースで聞いて、国民年金に加入して保険料を納付しようと思い、母親に頼んで、

同年6月28日に加入手続及び保険料納付をしたと主張していたにもかかわらず、委員会では、母親が55年6月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、過去の保険料をさかのぼって特例納付したとの申立てであるとして、納付記録を訂正する必要がないと判断しており、事実関係に関して重大な誤認があるとして、再申立てを行っている。

このため、当委員会では、今回の再申立てを受け、申立人からの前回の申立書の内容等を確認するとともに、申立人から、再度、事情聴取を行ったところ、加入時期及び保険料の納付方法に関しては当委員会に明らかに事実誤認があり、この点は申立人の主張するとおりである。以上のことから、当委員会は、本件について、申立人の主張を踏まえつつ、改めて以下のとおり審議を行った。

申立人の保険料納付に係る申立内容は、申立人は、昭和47年6月初めに、国民年金の特例納付に係る保険料の納付申請が同年6月末で終了するというラジオ放送を聞いたのがきっかけで、同年6月28日に母親にお金を渡して、申立人の国民年金の加入手続と数か月分の保険料の納付を依頼し、手続完了の報告は母親から電話で受けており、その後は、母親が申立人の保険料を納付してくれていたため、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録に申立期間の納付記録が無いことに納得できないというものである。

しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の加入手続及び納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人も申立期間68か月間に係る保険料の納付状況等の記憶が曖昧であり、申立期間の納付書を見た記憶が無いなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付が終了した翌月の昭和55年7月に払い出されていることが確認でき、当該払出し時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月及び同年5月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月  
② 昭和62年5月から63年4月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した数か月後に、市役所から住民税か何かの手続を行うようにとの通知を受けてその手続に行った際に、窓口の職員から国民年金にも加入するようと言われたので加入手続を行った。その後、国民年金の書類が届いたが、収入が無かったため、免除申請について電話で問い合わせたが、前年に収入があるので1年目の保険料は免除対象にならないと言われ、申立期間の保険料を納付した。申立期間②が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間中に他の市に転居しているため、国民年金の住所変更手続を行わなければ転居先において納付書は交付されないが、当該変更手続を行った記憶も曖昧である。

さらに、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、申立人の厚生年金保険の記号番号が平成9年1月に基礎年金番号として付番された後、当該基礎年金番号により11年10月に記録追加されたものであり、当該記録追加時点まで、申立期間①及び②は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該時点では、時効により保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたことは無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）

において申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から6年3月まで

私の父は、私が学生のときに私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。父から、「学生なのに保険料を納めなくてはならないのかと思った。」という話を聞かされたことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、父親は、加入手続きの時期、手続き場所、保険料の納付場所及び納付金額等の記憶が曖昧である。

また、申立人には、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成9年1月に、当該厚生年金保険の記号番号により基礎年金番号が付番されており、同年同月からの国民年金の納付記録は当該基礎年金番号で記録されている上、父親が申立人と同様に保険料を納付していたとする申立人の兄も、20歳になった2年\*月から4年3月までの学生時代は国民年金に未加入であることなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその父親は、申立期間当時に申立人の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年8月まで  
私の母は、申立期間の国民年金保険料を市役所で納付してくれていたと聞いている。  
申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に<sup>あいまい</sup>関与しておらず、保険料を納付したとする母親は、加入手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の記録欄に、申立期間より前の平成2年5月に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間後の7年5月に住所変更した旨の記載は確認できるものの、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は確認できない上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 1 月までの期間及び 4 年 7 月については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 1 月まで  
② 平成 4 年 7 月

私は、会社を退職した昭和 62 年ごろに、父に勧められて市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。次の会社を退職した 63 年夏ごろには、父に保険料の納付を依頼したことを覚えている。また、平成 6 年 11 月に結婚する前に、過去の未納分の保険料をさかのぼってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人が父親に当該期間の保険料の納付を依頼したと説明するが、父親から保険料の納付方法、納付場所等を聴取することができない上、申立人は、当該期間当初の厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間②については、申立人は当該期間を含む過去の未納分の保険料をさかのぼってまとめて納付したと説明しており、オンライン記録によると、当該期間直後の平成 4 年 8 月から 6 年 3 月までの保険料が、同年 9 月 30 日に一括で過年度納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年1月まで

私は、長女の出産を控えた昭和50年1月に会社を退職し、夫の扶養になったので国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、手続場所、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人は申立期間直後の昭和51年2月14日に任意加入していることが確認できるため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年5月から61年3月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和59年\*月に、区役所から国民年金の加入勧奨の電話を受け、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付方法及び納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、母親は、所轄社会保険事務所（当時）が交付した申立期間に係る未使用の過年度納付書（「納付書・領収証書」、「領収済通知書」及び「領収控」の3枚綴り）を5組所持していることから、申立期間の保険料は現年度納付されていなかったものと考えられる上、これらの過年度納付書は使用されておらず、母親は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明するなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、母親及び申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年6月まで  
義母は、私の婚姻後、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和45年7月以降は、申立期間を含めて私が保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶及び昭和45年4月の転居に伴う国民年金の住所変更手続きの記憶が曖昧であり、申立人が所持する44年4月発行の国民年金手帳には、45年4月に転居した先の住所の記載が無い上、当該区で再交付されたとする年金手帳は、全国的に申立期間後の49年11月以降に発行されたオレンジ色の手帳である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には、「不48」及び「51.11.30 K区」の記載があることから、申立人は昭和48年度時点では不在者として扱われており、その後に転居先の居住地が判明したため、昭和51年11月に申立人の被保険者台帳を、転居前の居住地の所轄社会保険事務所（当時）から転居後の居住地の所轄社会保険事務所に移管したことを示すと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで

私は、勤務していた会社を退職したので、平成5年4月ごろに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、再就職するまでの3か月間、毎月、国民年金保険料を区出張所で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の手帳を所持していた記憶が無く、納付額の記憶は曖昧である上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、学生が国民年金に強制加入となったことを知り、大学院生であった平成3年4月か5月ごろに国民年金に加入し、就職直前の4年3月までの国民年金保険料を学生期間中に1回で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、納付書が送付されてきた記憶が無く、1回で納付したとする保険料の納付時期及び納付額の記憶も曖昧である上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、当時、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から8年2月まで

私は、平成2年12月に会社を退職した後、国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人には国民年金手帳の記号番号が2回払い出されており、申立人は、申立期間に係る国民年金への切替手続きの際に、平成2年12月に払い出された最初の手帳記号番号（当該手帳記号番号は9年9月2日に、8年3月に払い出された2回目の手帳記号番号に統合され、取り消されている。）が記載された年金手帳を区役所窓口で提示したとしているが、当該手帳には、3年3月に厚生年金保険に加入したことによる国民年金被保険者の資格喪失及び申立期間に係る4年11月の資格取得を示す記載並びに申立期間当時の住所の記載が無いこと、オンライン記録から、申立期間に係る被保険者資格取得の記録は9年8月20日に追加されていることが確認でき、当該記録追加時点まで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、当該記録追加時点で申立期間のうち7年7月以降の期間の保険料を、また、2回目の手帳記号番号が払い出された8年3月時点で申立期間のうち6年2月以降の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付したことはないとしていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年1月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私が国外に留学した時から結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人は、保険料を納付していたとする母親の保険料の納付状況等に関する記憶は乏しいと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間から約12年後の昭和61年5月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている年金手帳のほかにも手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 7 月に会社を辞めた後、すぐには国民年金に加入しなかったが、母から強く勧められたことから、市役所で国民年金の加入手続をし、定期的に国民年金保険料を納付しており、滞納したこともない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 59 年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 63 年 10 月に払い出され、同年 4 月以降の現年度保険料が納付されているほか、当該払出時点で申立期間の一部の期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、保険料をさかのぼって納付したとは主張していないこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成元年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳ごろに区役所から国民年金の加入手続の書類が届いたので、私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、保険料の納付金額、納付頻度等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人が 20 歳になった昭和 60 年ごろに、当時居住していた区から国民年金加入の書類が届いて加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が 62 年に転居した区において平成 3 年 3 月ごろに払い出されており、申立人及びその母親は現在所持する年金手帳以外の年金手帳の記憶が定かでないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、上記以外の状況は確認できなかったなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで  
私たち夫婦の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を毎月納付していた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は平成7年11月以降に納付していなかった保険料を一括又は数回に分けてまとめて納付し、以後の保険料は遅れずに毎月納付していたと説明しているが、申立人は、7年11月から申立期間直前の12年3月までの期間の保険料について、厚生年金保険加入期間及び国民年金保険料の2か月分の未納期間を除き、47回にわたり時効直前の時期に毎月過年度納付しており、申立期間後の期間の保険料は毎月現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間は申請免除期間と記録されており、申立期間の申請免除手続をみると、平成12年度は同年5月10日に免除申請され、同年10月4日に処理され、13年度は同年4月3日に免除申請され、同年7月26日に処理されており、その手続日及び処理日は申立人の妻も同一日であることがオンライン記録で確認でき、当該事務処理に不自然さは見られないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで  
私たち夫婦の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を毎月納付していた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成7年11月以降に納付していなかった保険料を一括又は数回に分けてまとめて納付し、以後の保険料は遅れずに毎月納付していたと説明しているが、申立人は、7年11月から申立期間直前の12年3月までの期間の保険料について、2か月分の未納期間を除き、51回にわたり時効直前の時期に毎月過年度納付しており、申立期間後の期間の保険料は毎月現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間は申請免除期間と記録されており、申立期間の申請免除手続をみると、平成12年度は同年5月10日に免除申請され、同年10月4日に処理され、13年度は同年4月3日に免除申請され、同年7月26日に処理されており、その手続日及び処理日は申立人の夫も同一日であることがオンライン記録で確認でき、当該事務処理に不自然さは見られないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年10月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年10月まで

私は、自身の年金記録について確認したところ、申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることを知ったが、実際には還付を受けていない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の還付を受けた記憶は無いと説明しているが、オンライン記録には申立期間の保険料の還付金額、還付理由、還付決議日、還付対象者である申立人の氏名・住所、送金通知書の作成年月日及び還付金振込口座番号が記録されており、この記録内容に不合理な点はなく、当該期間の保険料の還付の事務処理は適切に行われたものと認められるほか、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月、同年 5 月、61 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月及び同年 5 月  
② 昭和 61 年 5 月及び同年 6 月

私は、会社退職後の昭和 63 年 9 月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶は曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 63 年 10 月時点では、申立期間②直後の保険料は納付することが可能であったものの申立期間の保険料は時効により納付できない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 6 月まで  
私は、学生期間は国民年金保険料の免除を申請していたはずであり、申立期間については平成 10 年 4 月か 5 月に免除申請手続きをした記憶がある。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、当初、自身か実家の母親が申立期間の免除申請をしたと説明するなど、免除手続きに関する記憶が曖昧である。

また、平成 10 年度における免除申請日は平成 10 年 8 月 20 日であることがオンライン記録で確認でき、当時、免除期間の始期は申請した日の属する月の前月とされており、上記申請日に免除申請を行った場合には申立期間を免除期間とすることはできないなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から60年3月まで

私は、20歳になったことをきっかけに、両親から勧められ国民年金の加入手続きを行った。加入後は、私が実家に戻るたびに自分で町役場において国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳になった当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和61年9月に払い出されていること、申立人は、申立期間当時は大学生であり、当時、20歳以上の大学生は国民年金の任意加入被保険者とされていたが、申立期間は未加入期間であるため保険料を納付することができないこと、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 7 月まで  
② 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、婚姻後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間①直後の昭和 52 年 8 月 31 日に任意加入で資格取得し、59 年 1 月 1 日に資格喪失したことが記載されているほか、申立人の特殊台帳にも、年金手帳と同様の国民年金資格の取得及び喪失年月日の記載があり、申立期間は未加入期間となり保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 9237 (事案 5796 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から50年12月まで  
私の妻は、昭和48年ごろ、区役所で私の国民年金の加入手続をし、私の未納分の国民年金保険料をさかのぼって約3万6,000円納付した。その後は夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻が申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする昭和48年ごろは、特例納付実施期間外であり、国民年金に加入し、保険料を納付したとする時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、申立期間直後の51年1月から当該払出時期までの保険料を過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人の妻は、申立期間の保険料は間違いなく納付したと主張しているが、当初の決定を変更すべきことを検討するような新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年5月まで

私は、申立期間前の勤務先で社会保険に関する業務を担当していたので、退職後は国民年金保険料を納付しなければならないことを知っていた。また、税金その他を滞納したことはなく、保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年3月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるほか、申立人は申立期間に国民年金の加入手続をした記憶が定かでなく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、昭和 60 年か 61 年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年か 61 年ごろに国民年金に加入した。」と主張しているが、国民年金手帳番号払出簿によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 7 年 10 月 23 日に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、当該払出しの時点において、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。また、申立人が昭和 60 年か 61 年ごろに国民年金へ加入したときに 2 年分を納付したとする金額は、当時の保険料額と相違している。

さらに、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月までの期間について、申立人は、「学生であった。」と述べており、任意加入することが可能であったものの、未加入期間となっていることから、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人の加入当時に国民年金手帳を受領した記憶並びに保険料の納付場所及び納付方法等の記憶も曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から 5 年 3 月まで

私は、申立期間のうち、平成 3 年 4 月から 5 年 2 月までの期間は外国にある外国の会社に勤務していたが、帰国後の平成 5 年 6 月ごろに、市役所の支庁舎で、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって 2 年間納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「帰国後の平成 5 年 6 月ごろに、市役所の支庁舎で、妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 8 年 12 月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該払出しの時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、平成 4 年 4 月から 5 年 2 月までの期間について、申立人は、「平成 4 年 4 月に海外転出届を提出した。」と述べており、当該期間は任意加入することができるものの、オンライン記録によると、8 年 12 月 24 日に、4 年 4 月の被保険者資格喪失及び 5 年 3 月の資格取得の記録が追加により整備されていることが確認できることから、当該期間は、未加入期間となっており、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 2 月に病院を退職後、国民年金の書類が届いていたので、同年 4 月に、区の出張所で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立期間後の昭和 60 年 10 月ごろに払い出されたものと推認でき、また、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までは、過年度納付が可能であるが、申立人は、「国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付頻度等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 7 月

私は、平成 15 年 5 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行った際、申立期間の国民年金保険料が未納であると聞いたので、その場で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持していたことはない。」と述べており、申立人に基礎年金番号が付番された平成 9 年 1 月以前に、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成 15 年 5 月時点で、申立期間は、時効により保険料を納付することができず、区は、保険料の収納業務を取り扱っていない上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人が所持する年金手帳にも、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年7月まで

私は、公庫の融資を受けるため、平成7年の後半ごろ、当時未納だった国民年金の保険料を約2年間分さかのぼって妻に納めてもらい、融資を受けることができた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成7年8月ごろに払い出されたものと推認でき、また、5年8月から7年3月までの期間の国民年金保険料は、時効期限直前に過年度納付されていることが確認できる。このため、申立期間の保険料は、申立人がはじめて納付したと記録されている申立期間直後の5年7月分の保険料の納付日である7年9月28日の時点では、さかのぼって納付することができない。

また、申立人は、「公庫でマンション購入の融資を申し込んだ時に国民年金の未納の件を指摘され、さかのぼって国民年金保険料を納めた。」と述べているが、年金住宅融資では、申込み月の前々月から2年間さかのぼって未納が無いということが条件であるところ、申立人は融資の申込み月の記憶が曖昧である上、公庫及び公庫の代理店である金融機関においても融資の決定日は平成8年10月と特定できるものの、申立人の融資の申込み月については特定することはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、このほか、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 58 年 12 月まで  
私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった昭和 53 年\*月ごろに私の父が行い、私の申立期間の国民年金保険料は、元夫が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成元年7月ごろに払い出されているものと推認され、申立人は、「父から年金手帳を見せてもらったり、受け取った記憶は無い。」と述べており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、当該払出し時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、保険料を納付したとする申立人の元夫は、「申立人の申立期間の保険料については、納めていない。」と述べており、申立期間の元夫自身の保険料も未納であるなど、申立人の元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間は平成元年8月の資格得喪記録の追加により未加入期間から未納期間に整備されており、申立期間当時は、制度上、保険料を納付することができない期間であることが確認できる。

加えて、申立人の元夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父から当時の納付状況等を諸事情により聴取することが困難であるため、申立期間の納付状況等について確認することができない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付をしてきていた。最初に 10 万円以上の大きな金額を、一括してさかのぼって納付したと、父から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 61 年 3 月ごろに払い出されたものと推認され、また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を所持した記憶はなく、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は、時効によりさかのぼって納付することができない期間である。

加えて、申立人の父が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父は既に死亡しており、申立期間の納付状況等を確認することができない。

なお、申立人は、「最初に 10 万円以上の大きな金額を、一括してさかのぼって納付したと父から聞いている。」と述べているが、申立人が所持する領収証書によれば、申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 9 月までの保険料 11 万 5,080 円の金額は、申立人が父から聞いたとする納付金額とおおむね一致しているものの、一括しての納付でなく、3回に分けて過年度納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月20日から31年5月1日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給したことは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年7月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の夫から聴取しても、申立人から受給したという話を聞いたことが無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から38年3月10日まで  
65歳になってから、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給したことは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、事業所を退職後の昭和42年2月2日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年2月15日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月1日から30年6月1日まで  
② 昭和30年11月1日から35年6月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 12 日から同年 11 月 19 日まで  
② 昭和 39 年 3 月 1 日から 44 年 12 月 26 日まで

平成 22 年 5 月に加入期間の回答を見て、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間①前に勤務していたA社を退職後に脱退手当金を受給したが、申立期間については受給していないので、年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間①前の被保険者期間の脱退手当金をA社を退職後に受給したと主張しているが、申立期間①以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が受給を認めている期間の直後にB社に勤務していることから、脱退手当金は同社を退職した後にしか受給できない上、仮に同社を退職後に受給したのであれば、A社の被保険者期間のみを請求することはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年4月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月28日から同年7月1日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
最初の給与である4月分から社会保険料を控除されていたのは確かであり、銀行の普通預金通帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された賃金台帳により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の賃金台帳では、平成6年4月から同年6月までの期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出された銀行の普通預金通帳により、A社から支払われた平成6年5月分から同年7月分までの給与振込金額と上記賃金台帳の給与支給額が一致していることが確認できる。

さらに、A社では、「3か月くらいは、お互いに勤まるかどうかという懸念があり、平成6年6月30日までは試用期間とし、厚生年金保険等の社会保険は同年7月1日から加入させた。ただし、雇用保険に関しては、申立人の失業給付受給の関係もあり、入社日から加入させた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から12年9月21日まで  
ねんきん特別便が届き、内容を見て報酬の誤りに気付いた。A社では代表取締役として勤務し、当時の事務処理も自分でやっており、厚生年金保険料はきちんと納めていたので、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成12年9月21日）より後の平成12年9月26日付けで、9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社には厚生年金保険料の滞納は無かったとしているが、同社に係る債権記録リストによると、平成12年3月から同年8月までの厚生年金保険料が納期限までに納付されておらず、滞納となっていたことが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額の減額訂正について、社会保険事務所（当時）の職員から説明を受けたことが無いとしているが、A社の経営が成り立たなくなったため、厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出を自身が行ったということから、上記届出のときに、厚生年金保険料の精算のため、自らの標準報酬月額の減額処理について説明を受けたとするのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月31日から同年9月7日まで  
A社には、平成16年7月から同年9月7日まで正社員として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の記録から判断すると、申立人は、平成13年3月1日から17年3月31日までの期間、同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、上記賃金台帳では、申立期間（平成16年8月）の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

なお、申立人から提出された家計簿には、平成16年9月7日まで7時間、翌日の8日から2時間と記載されているところ、A社から提出された申立人に係る給与関係資料には、申立期間当時の社会保険加入について、「平成16年8月～パートに、社会保険喪失」と記載されていることから、雇用形態の変更があったことはうかがえるが、その実施時期について特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における同社での勤務状況は確認できないとしている。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたと記憶している同僚二人のうち、一人は既に死亡しており、もう一人は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社を退職後、2年ほど食堂でアルバイトをした後、次の会社に入社したとしているところ、申立人の次の会社における被保険者資格取得日は昭和 34 年 6 月 1 日であることから、申立期間は、A社に勤務していないことになり、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧と言わざるを得ない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の妻及び元従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 38 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、同社は昭和 59 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、事業主の妻に照会したところ、同社は既に倒産しており、資料が残っておらず、当時のことは不明であるが、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前に従業員から厚生年金保険料を控除していたことはない旨を供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月から38年10月まで  
② 昭和39年5月から46年5月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務していたことは確かなので、両期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社が経営するC店に後に申立人の妻となる同僚と一緒に勤務していたとしているところ、当該C店が当該期間に存在していたことは確認できたが、同社の存在は確認できず、申立人の妻以外に申立人の当該勤務を記憶している者は確認できない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が記憶するA社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、申立期間①後の昭和39年9月1日において、当該C店と同一所在地のA社D部が適用事業所になっているが、同社D部に係る事業所別被保険者名簿に、申立人及び申立人の妻の記録は無い。

さらに、申立人が記憶するA社の事業主は、A社D部の事業主と同一者であるが、同社D部に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社D部は、昭和43年9月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在は不明であり、また、申立人が記憶するA社の総務及び会計事務担当者2名も所在が不明のため、これらの者に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

なお、A社D部の元従業員の一人名は、申立期間①当時の本社名は承知していないが、D事業以外にC店等も経営していたことを記憶しているほか、同社D部が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、同社は経営が厳しく、厚生年金保険の適用事業所となら

なかったため、自分は国民年金に加入していたと供述している。

申立期間②について、申立人は、B社の事業主及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所になった記録は無く、同社の事業主及び申立人が記憶する同僚も、申立期間②において、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できるとともに、事業主は、同社では厚生年金保険への加入手続は行っていなかったと思うと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年から24年まで  
: ② 昭和24年から26年まで

A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社の人事担当者は、当時の資料は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について不明であると供述している。

また、申立人はA社における上司や同僚の氏名を記憶しておらず、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①に被保険者資格を有する18名の元従業員に照会したが、回答のあった13名は、申立人を記憶していないと供述しているため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立期間①のうち、昭和23年8月1日から同年9月30日までの期間については、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年8月1日であり、申立期間②は、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、C社の商業登記簿謄本によると、同社は平成元年12月に解散しており、事業

主等の所在は不明であり、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、C社における上司や同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、申立期間②のうち、昭和24年5月2日から27年4月1日までの期間については、オンライン記録及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社における申立人等を知る近隣住民の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録が見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は平成 8 年 6 月に解散し、事業主は既に死亡しており、同僚 3 名についても所在が不明であることから、これらの者に申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社の税務を担当していた税理士によると、同社は厚生年金保険には加入していなかった旨を供述している。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主の妻が支払ってくれており、保険料は 100 円であったと供述しているところ、当時の国民年金の保険料額が 100 円であり、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間について、国民年金の保険料が納付済みとなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月 6 日から 60 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうちの申立期間①、C社（現在は、D社）に勤務していた期間のうちの申立期間②及びE社に勤務していた期間のうちの申立期間③の標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、昭和 59 年 9 月 6 日の厚生年金保険の被保険者資格取得時において 13 万 4,000 円とされていることが確認できる。

一方、申立人から提出された申立期間①に係る給料明細書によると、申立人は上記の標準報酬月額を超える額の給与の支給を受けていたことが認められる。

しかしながら、当該給料明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額よりも低い金額の 12 万 6,000 円であることが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行

わない。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のC社における当該期間に係る標準報酬月額は、昭和63年4月1日の厚生年金保険の被保険者資格取得時において28万円とされていることが確認できる。

一方、申立期間②のうち、昭和63年4月、同年5月、同年8月及び同年9月に係る標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与支給明細書によると、申立人は上記の標準報酬月額を超える額の給与の支給を受けていたことが確認できる。

しかしながら、当該給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間②のうち、昭和63年6月及び同年7月に係る標準報酬月額については、申立人は、給与支給明細書を所持していないほか、当該事業所からも当時の資料は保管されていないなど保険料控除について明確な供述は得られず、このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、これらを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、オンライン記録によると、申立人のE社における当該期間に係る標準報酬月額は、平成元年10月の定時決定において30万円とされていることが確認できる。

一方、申立人から提出された申立期間③に係る給与支給明細書によると、申立人は上記の標準報酬月額を超える額の給与の支給を受けていたことが認められる。

しかしながら、当該給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月 1 日から同年 11 月 20 日まで  
② 昭和 55 年 12 月 31 日から 56 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。自分はB社に入社し、A社に勤務していた認識は無いが、C社に転職するまで同一事業主の会社で継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 54 年 7 月 1 日から継続してA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 54 年 11 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、申立人と同様、B社で採用されたとする従業員は、「自分は昭和 53 年に同社で採用され、申立人と一緒にデザイナーとして勤務していたが、厚生年金保険は、A社での 54 年 11 月 20 日以降の被保険者記録しか無い。また、当時の給与明細書は所持していない。」旨回答している。

さらに、昭和 54 年 11 月 20 日にA社で厚生年金保険の資格を取得した別の従業員は、「自分は、申立期間①の間、国民年金及び付加保険に加入し、保険料を納付していたが、会社から何らかの連絡があり、54 年 11 月に厚生年金保険に加入したと思う。」旨供述しているところ、オンライン記録によると、当該従業員は、申立期間①中、国民年金及び付加保険に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 55 年 12 月 31 日まで継続してA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 55 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適

用事業所ではなくなっており、申立期間②においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、申立人と同様、A社が適用事業所に該当しなくなった昭和55年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の従業員は、いずれも、当時の同社の経営状態は悪かったとし、当時の給与明細書は所持していないとしている。

なお、A社の創業時の代表者から照会に対する回答を得られず、また、同社の社会保険事務を担当していたとする税理士の所在を特定することができないため、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月7日から38年6月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和38年6月20日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、退職時期は特定できないが、申立人は、申立期間中、A社に勤務していたことはいかかえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和37年1月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては、同社は適用事業所としての記録が無い。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の期間においても勤務していたとする複数の従業員に厚生年金保険料控除について照会したが、給与明細書を所持しておらず、保険料控除については不明としている。

なお、当時の代表者は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から33年7月まで  
② 昭和33年9月1日から39年12月まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元代表者の親族及び同僚の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、同社は適用事業所としての記録が無い。

また、上記親族は、「元代表者である父親は、当時の状況を覚えておらず、また、資料が無いため申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは不明である。」旨供述している。

さらに、上記同僚は、「自分も申立人と一緒にA社で勤務していたが、当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨供述している。

申立期間②については、C社の元代表者の親族の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、上記親族は、「当時の代表者であった父親は他界し、当時の資料も残されていないので、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明だが、C社は個人事業だったので、厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかった。」旨供述している。

なお、オンライン記録によると、申立人は、昭和35年10月から39年12月まで国民年金に加入し、36年4月から39年12月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社が設立され、代表者となっていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社の代表者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A社は、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が無いため、申立人が代表者であったことを確認することができない上、同社の役員も確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、A社で一緒だったとする二人の同僚の氏名を記憶しているが、二人の同僚は、いずれも申立期間において同社に勤務していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 15 日から 54 年 12 月まで

A社本社及び関連会社のB社C営業所に勤務していた4年半ぐらいの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社ではタクシー乗務員として勤務し、入社時に労働組合を作り書記長になった。入社時から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 50 年 5 月 15 日から 52 年 2 月までの期間については、A社から提出された申立人に係る労働者名簿に雇入れが 50 年 5 月 15 日と記載され、「運収」（運賃収入）が 52 年 2 月まで記録されていたこと、及び同社から提出された給与支給内訳明細書により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の総務担当者は、「アルバイトは厚生年金保険に加入させていない。」と供述しているところ、上記労働者名簿では、申立人の身分はアルバイトと記載されていることが確認できる上、上記給与支給内訳明細書では、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月から 54 年 12 月までの期間については、A社は、「当社の昭和 52 年 3 月以降の給与支給内訳明細書に申立人の名前は無いことから、申立人は同年 2 月に当社を退職したと考えられる。また、B社の人事や給与計算等も当社で一括して実施しているが、B社の労働者名簿に申立人の名前は無い。」と回答しているため、A社から、当該期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員に照会したが、申立人を記憶している者がいないため、同社の従業員から申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することが

できない。

さらに、申立人は、「A社で労働組合を作り書記長をしていた。」と申し立てているが、同社及び同社の申立期間当時の従業員は、いずれも「申立期間当時、同社では労働組合は無かった。」と回答しており、また、B社で労働組合を設立したと回答している従業員は、申立人を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたものが、平成 5 年 4 月 23 日付けで 3 年 10 月 1 日にさかのぼって 8 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、当時、A社で厚生年金保険の被保険者であった複数の従業員は、申立期間当時において、同社は経営不振であったとしており、申立人の妻は、当時、社会保険料が支払えず社会保険事務所（当時）から督促を受けていたと供述している。

さらに、申立人の妻は、減額訂正処理された平成 5 年 4 月 23 日ごろは、申立人は病気で入院中であり、社会保険の届出等の手続は、自身が担当し、会社の印鑑も自身が保管していたとしている。

加えて、申立人の妻は、申立人の標準報酬月額を減額訂正することに合意した記憶は無いと主張しているが、上記の複数の従業員は、社会保険の届出等の手続は、当時申立人が入院中なので申立人の妻が行っていたと述べている。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立期間において申立人が同社の代表取締役役に、申立人の妻が取締役になっていることが確認できる。

また、上記の従業員の一人は、「A社は日本料理屋であったが、板前をほかに雇い、申立人は経営全般を行っていた。」と供述していることから、当該減額訂正処理が代表取締役である申立人の同意を得ずに、申立人の妻の独断で行われたとは考え難いところ、

申立期間に係る平成5年4月23日付けの処理に関して、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、また、申立人の一切の関与も無しに、無断で行われたものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月15日から23年3月20日ごろまで  
厚生年金保険の記録によれば、A社B工場に勤務した申立期間の加入記録が無い。  
しかし、申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務したと申し立てている。

しかし、A社B工場は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が記憶していたA社B工場の同僚9人及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員3人に照会したところ、回答のあった10人のうち同僚4人は申立人を記憶していたが、いずれも申立人の退職日を記憶していないことから、これらの者から申立期間における申立人の退職日を確認することはできない。

さらに、A社B工場から商号変更したC社の事業主は、A社B工場に係る社員の記録は火災で焼失したとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月18日から37年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間から継続して同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた従業員及び申立人の上司の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が適用事業所となった昭和37年9月1日に申立人と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員は、「自分が厚生年金保険の被保険者となる前は保険料の控除は無かったと思う。」と供述している。

さらに、申立人の上司は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる前は保険料を控除されていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月ごろから平成元年4月ごろまで  
A社あるいはB社のいずれかに勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。  
申立期間に両社のいずれかに勤務したことは確かであり、会社の事務担当者に社会保険の手続について連絡をした旨を記した手帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録及び同社から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人は営業職であり、営業職の場合、試用期間中及び本人の希望によっては厚生年金保険に加入させておらず、申立人についても、資格取得の手続をしていない。」と供述している上、このことは、上記労働者名簿（営業担当の従業員2名分）について、オンライン記録によると、同社において厚生年金保険の被保険者記録が無いことから裏付けられる。

また、A社の当時の社会保険事務担当者とは連絡が取れず、申立人の当時の厚生年金保険の加入に係る事務手続について確認することはできない。

さらに、オンライン記録では、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
A 歯科に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA歯科に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A歯科が提出した資料によれば、当該事業所は、平成 16 年 10 月 1 日付けで厚生年金保険の任意適用事業所の認可を受けており、申立期間は強制適用事業所となっていない上、申立人に係る資格取得届の写しにおいて、申立人の資格取得日は同年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、A歯科から提出のあった申立人に係る賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月1日から同年12月16日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にはアルバイトガイドとして勤務し、厚生年金保険料は給料から控除されていたはずであり、同僚も申し立てたと聞いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

上司、同僚及び元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の当時のバスガイド担当者は、「正社員のバスガイドは入社時から厚生年金保険に加入させていたが、アルバイトガイドは厚生年金保険に加入させておらず、昭和53年12月に一括して厚生年金保険に加入させた。」旨供述している。

また、A社に勤務していた複数のアルバイトガイドは、「アルバイトガイドは厚生年金保険に加入していなかったが、昭和53年12月から加入することになった。」旨供述している。

さらに、上記アルバイトガイドのうちの一人は、「厚生年金保険に加入するとき、本社で説明会があった。アルバイトガイドの厚生年金保険の加入日は全員が同じ日であったと思う。」と供述しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿において、女子社員55人が昭和53年12月16日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和14年4月1日から27年7月1日まで  
A病院（現在は、B病院）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間は同病院に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院に申立人と一緒に勤務していた従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同病院に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和14年4月1日から17年5月31日までは労働者年金保険法（昭和19年6月1日に厚生年金保険法に変更）が施行される前の期間であり、同年6月1日から19年9月30日までは女子に係る年金保険制度の適用開始前の期間であるため、申立人は厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

また、A病院に係る「健康保険、健康保険厚生年金保険被保険者名簿」によると、同病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A病院が適用事業所になる前から勤務していた複数の従業員に当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答があった5人全員が、「昭和32年6月以降から保険料が控除された。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 9 月 25 日まで

A社B礦業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に勤務していた妻は、同社を辞めるまで加入記録があるにもかかわらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人が勤めていたA社B礦業所の診療所の開設時から申立人と一緒に勤務していた。」と供述し、また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、昭和26年までに資格を取得し、住所が判明した従業員26人に照会したところ、14人から回答があり、うち5人の従業員が、「申立人が申立期間にA社B礦業所の診療所に勤務していたことを記憶している。」と回答していることから、申立人が申立期間において、同社B礦業所の診療所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人のA社B礦業所における資格喪失日は昭和26年4月1日と記録されており、上記被保険者名簿の申立人の記録と一致する。また、申立人の妻が記憶している、申立人の同僚である医師のうちの一人及び看護師についても、同社B礦業所における資格喪失日は同年4月1日と記録され、申立人と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

このことについてA社B礦業所の労務担当で社会保険係であった従業員は、「当時、A社健康保険組合が病院経営を任されたときに、申立人を始め医療従事者は同組合に移ったので、自分が医療従事者の社会保険の取扱いをした記憶は無い。申立人の妻のよう

な事務関係者は同社健康保険組合への出向扱いであったと思う。」と供述している。なお、同社健康保険組合の厚生年金保険の適用年月日は昭和 34 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかった。

また、申立人の妻や従業員が名前を挙げた A 社 B 礦業所の診療所の事務担当者は、「申立人及び医療従事者の保険の取扱いは申立人の妻の父親が担当していたので、分からない。」と供述しているところ、申立人の妻の父親は既に死亡しているため、同社 B 礦業所における申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人の妻は、申立人の同僚として 5 人の名前を挙げたが、上記の事務担当者以外は死亡、あるいは住所不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 31 日から同年 8 月 21 日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 4 月から平成 2 年 4 月までの間、A社を退職することなく、申立期間を含めて継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の加入記録によると、A社において申立期間を含め雇用保険に継続加入していることが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間における申立人に係る資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明であるが、本人の勤務時間が短くなり、厚生年金保険の適用を外れたことが考えられる。被保険者資格を喪失している以上、給与から保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

また、申立期間当時の事業主は、「申立期間における申立人の勤務状況については分からない。」と回答しており、当時の給与担当者及び運行管理者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間同時に厚生年金保険の被保険者であった現在の事業主は、「申立人は、同社をいったん離職したように記憶している。」と供述している上、元従業員も、時期は特定できないとしながらも、同様の供述をしている。また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時の厚生年金保険被保険者で住所が判明した従業員 20 人に照会したところ、「本人の希望で厚生年金保険に加入しない者もいたかもしれない。」と供述する者がおり、同社においては、申立期間当時、厚生年金保険に加入する者としなない者が混在していたことが考えられる。

加えて、A社は、「申立人の被保険者資格喪失日である昭和 52 年 1 月 31 日から被保

険者資格を再取得している同年8月21日までの期間に係る保険料を控除していたとすれば、帳簿上において預り金勘定の金額の不一致が生じることとなることから、被保険者資格喪失後、7か月もの期間、厚生年金保険料を控除していたことは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から21年3月31日まで  
② 昭和30年1月19日から同年12月25日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社には9か月以上、B社には1年以上は勤務していたと記憶しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和20年7月、A社C工場に旋盤工（見習）として勤務した。少なくとも9か月以上在籍し、越年したことは覚えている。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立期間①当時の、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時の従業員202人のうち、住所の判明した従業員5人に照会を行い、二人から回答を得たが、二人とも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「私がC工場に勤務していたときには、D国軍は来なかった。」と供述しているが、上記従業員のうち一人は、「終戦により会社は閉鎖され、D国兵が駐屯して地域付近の警備に当たっていたことを記憶している。」と回答しており、C町史によれば、「昭和20年9月23日に治安維持を目的として占領軍が進駐し、当初、旧町役場の会議室を宿舎としていたが、同年10月14日からはA社C工場に移り、21年1月ごろまで進駐していたようである。」と記載されている。

加えて、申立人は、「終戦後は、残務整理を行っていて、退職するころは従業員が50人ほど残っていた。」と供述しているが、上述の被保険者名簿によると、A社C工場における厚生年金保険被保険者は、一部の従業員を除いて大多数が申立人と同じく昭和20年10月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和29年11月に、B社に入社し、在籍したのは2か月ではなく、少なくとも1年以上は在籍した。」と主張している。

しかしながら、B社は、既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立期間②当時の、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時の従業員86人のうち、住所が判明した従業員23人に照会を行ったところ、18人から回答があり、そのうち3人の従業員は、「申立人を知っている。」と回答しているが、申立人の申立期間②における勤務期間を特定することができず、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年ごろから 41 年ごろまで  
② 昭和 59 年ごろから平成 2 年ごろまで

A社に勤務した申立期間①及びBビルのテナントだったビル清掃会社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社とも勤務した期間を正確に記憶していないが、勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、「C市にあったA社の営業所で訪問販売員として勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社人事部は、「昭和 30 年代の人事記録は残されていない。ただ、申立人が訪問販売員をしていたということであれば、販売委託契約になるので、当社とは雇用関係に無い。」と回答している。

また、申立人は勤務したとする営業所の所長の氏名を覚えていたが、当該所長は現在要介護の状態のため直接聴取できず、当該所長の子が申立人のことを覚えており、「申立人は訪問販売員であった。訪問販売員は個人事業者として化粧品を販売する者であって、従業員として雇用された者ではない。また、申立人が勤務したとする営業所は、母が個人で始めた販売代理店であり、厚生年金保険の適用事業所になったこともなく、母はずっと国民年金に加入していた。」と供述しており、当該所長に係るオンライン記録によると、当該所長が申立期間に国民年金に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②について、申立人は申立期間当時に勤務したとする事業所の正式名称及

び所在地を覚えておらず、オンライン記録及び適用事業所検索システムによって当該事業所を確認することができない。

また、申立人は当時の事業主、上司、同僚等の名前を覚えていないため、申立人が勤務したとする事業所における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月ごろから平成元年4月1日まで  
A社に営業職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和63年6月に会社で行ったパーティーの写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚の供述から、期間までは特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、上記写真に写っている同僚に照会したところ、申立人と同期入社とする同僚は、「A社に申立人と同時期に入社し約2年間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は2か月のみである。」旨回答しているところ、資格取得日は申立人と同日の平成元年4月1日であることが確認できる。

さらに、上記写真に写っている当時役職に就いていたとする別の同僚についても、申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員の一人は、「平成元年1月に中途採用にて入社した際に、営業職の者は厚生年金保険に加入できないため、個人で国民年金に加入するように説明を受けたが、同年4月からは、営業職の者も厚生年金保険に加入できることになったことについて説明を受けた。」旨供述している。

また、当該従業員は、「平成元年4月1日より前の期間は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から58年10月1日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与額と相違している。昭和55年1月から58年12月までの家計簿を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間の一部に係る家計簿により、申立人がオンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬を得ていたことは推認できる。

しかしながら、申立人の家計簿では、収入欄は手取額の計上となっていることから、厚生年金保険料控除額は不明である上、家計簿以外に厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認することはできない。

また、申立人は、社会保険事務の届出を2名の社会保険労務士に依頼していた旨主張しているところ、当該社会保険労務士はいずれも死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出の実態及び厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

さらに、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票は、さかのぼって訂正されるなど不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有

していないが、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、申立人の供述及び商業登記簿謄本から代表取締役であることが確認でき、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月10日から31年2月1日まで  
ねんきん特別便を見て、A事務所（B事務局）に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。当該期間について、給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、当時の人事担当が不正をしたこともあって、加入できなかったようである。自分は、C市からD市にあるE基地への運転手をしていて、1日も休まず勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてB事務局に勤務していたと申し立てているところ、同事務局の同僚の供述により、申立人が申立期間についても同事務局に勤務していたことが推認できる。

しかし、B事務局に係る事業所別被保険者名簿によれば、同事務局が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年2月1日である。なお、申立期間については、健康保険のみ適用事業所となっていたところ、申立人が28年1月16日に健康保険の資格を取得していることが確認できる。

また、当時、上述のE基地に係る雇用管理を行っていたB事務局の業務を引き継いだF事務所では、「申立人の申立期間に対する勤務実態等を確認できる資料はなかった。」と回答している。

さらに、申立人と同様に昭和31年2月1日に厚生年金保険の資格を取得している従業員は、申立期間は厚生年金保険には加入できなかった旨供述している。

加えて、申立人は当時の人事担当者が、申立人を含め67名分の厚生年金保険料について不正を働いたことにより、厚生年金保険に加入できなかったと申し立てているが、オンライン記録により、昭和31年2月1日に、B事務局において厚生年金保険の被保険者

であったことが確認できた12名の同僚に対し確認したところ、申立人の申立期間に係る保険料の控除をうかがえる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月から同年8月ごろまで  
② 昭和24年7月から同年8月ごろまで

A事業所（駐留軍施設）、B事業所（駐留軍施設）又はC事業所（駐留軍施設）に勤務した申立期間①及びD事業所（駐留軍施設）に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、駐留軍施設であるA事業所、B事業所又はC事業所にて、E国軍兵士の送迎ドライバーとして勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A事業所、B事業所及びC事業所に係る各健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、それぞれ厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日、同年10月1日、同年11月1日であり、申立期間①は、いずれも適用事業所となっていない。

また、各事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間①当時の複数の元従業員に照会したところ、回答のあったA事業所の元従業員は、昭和23年2月に採用されたが、厚生年金保険に加入したのは、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった24年4月1日からであると供述している。

さらに、駐留軍施設の人事記録等を保管しているF局は、申立人の申立期間①に係る在籍記録及び厚生年金保険の加入記録は確認できないと回答している。

申立期間②について、申立人は、駐留軍施設であるD事業所にて、E軍兵士の送迎ドライバーとして勤務していたと申し立てている。

しかしながら、D事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時の複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

また、駐留軍施設の人事記録等を保管しているF局は、申立人の申立期間②に係る在籍記録及び厚生年金保険の加入記録は確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月から 15 年 5 月まで  
② 平成 15 年 6 月から 16 年 5 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録（資格取得日は平成 15 年 3 月 3 日、離職日は同年 5 月 31 日）及び申立人から提出された預金通帳の写しの記載から、当該期間の一部期間について、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、申立人は入社後 3 か月ほどで退職しており、採用面接時に申立人に最初の 3 か月は様子見であることを説明し、雇用保険には加入させたが、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料は控除していなかったと供述している。

また、事業主は、申立人の退職に伴う最後の給与支払時に、申立人からの請求により、解雇予告手当として 1 か月分の給与額を加えて支払ったとしているところ、申立人の預金通帳の写しによると、平成 15 年 6 月 10 日にA社から 2 回の振込があることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立期間①当時にA社において厚生年金保険の被保険者となっている複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、当該期間のうち、平成 14 年 4 月から 15 年 3 月 2 日までについては、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間にB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社の事業主に照会したが、回答は無く、また、オンライン記録によると、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者となっている者がおらず、申立人も同

僚を記憶していないため、これらの者に照会することができず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、両申立期間について、オンライン記録によると、申立人は、平成13年1月25日から16年5月1日まで国民年金に加入し、その保険料は納付済となっていることが確認できるとともに、13年1月25日から16年5月2日まで国民健康保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 13249 (事案 612 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月から同年9月1日まで

前回、A社に勤務した期間のうちの昭和28年2月から同年10月21日までの期間、B社C工場に勤務した期間のうちの21年4月10日から同年5月1日までの期間及びD社に勤務した期間のうちの24年9月から同年10月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、すべての期間について、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかしながら、A社に係る期間のうち申立期間については、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、審議結果に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が一緒に通勤していたと記憶しているA社の元同僚の厚生年金保険の被保険者記録が無い上、関連資料等も無いなど、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の審議結果は納得がいかないとして、再申立てを行っていることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶する元同僚及び複数の元従業員に照会したが、いずれの元従業員も「申立人を記憶していない。」旨供述している上、元同僚からは回答を得られなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、A社において、昭和28年10月21日に資格取得し、同年12月27日に資格喪失(原因:解雇)しており、当該記録は、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが

確認できる。

さらに、申立人は、「A社に勤務した期間を通じて同社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月26日から11年1月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員による「申立人は覚えているが、勤務期間までは分からない。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡しており、社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、申立人は、雇用保険の加入記録によると、A社において、平成7年4月1日に資格取得し、8年10月25日に離職しており、当該離職日は、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致していることが確認できる。

さらに、申立人の健康保険証は、オンライン記録によると、平成8年11月27日付けで回収されている旨の記録が確認できる上、申立人は、国民健康保険の加入記録によると、申立期間を含む同年10月26日から11年2月23日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 13254 (事案 5137 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月から 14 年 5 月まで  
代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違している旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、標準報酬月額の減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されないと理由により記録の訂正を認められなかった。  
しかし、今回、当時の届出書等の資料が出てきたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できるが、申立人は、経理担当者に代表者印を預け、当該経理担当者及び顧問会計事務所に各種の事務を一任し、経理担当者は会計事務所が作成した各種書類に代表印を押したことを認めていることから、代表取締役であった申立人が、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されないと、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 11 日付けで年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の届出書等の資料を提出して、再申立てを行っているが、申立人から提出された平成 14 年 6 月 11 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、同決定通知書(取消)、同改定通知書、同改定通知書(取消)及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理はA社からの届出に基づいて行われていることが確認できる。また、同社において、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額の減

額訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上認められず、当該資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 9 年 1 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A 社から提出された「退職者一覧表」及び申立人が記入した「退職願」から、申立人の同社における退職日は平成 9 年 1 月 30 日と記録され、申立期間の勤務が確認できない。

また、A 社が加入していた健康保険組合における申立人の資格喪失日及び企業年金連合会が保管する厚生年金基金の申立人の資格喪失日は、平成 9 年 1 月 31 日と記録され、申立人のオンライン記録と一致している。

さらに、A 社は、「退職者一覧表」によると、申立人は、平成 9 年 1 月 31 日までは勤務していなかったことが確認できることから、申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 14 日から 41 年 6 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が経営するA社が新たに店舗を出店した際に、前職を退職後すぐに同店舗で勤務を開始したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、当時別の姓を名のっていたため、ほかに加入記録があるのではないかと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録が確認できないほか、A社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、二人は申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間までは特定することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主（申立人の父親）は死亡していることから、同社における申立人の申立期間当時の勤務の状況及び厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

さらに、元従業員は、申立期間当時にA社において給与計算及び社会保険に関する事務を行っていたのは会計事務所の会計士（税理士）及び経理を担当していた申立人の兄である旨回答しているものの、会計士は特定できず、申立人の兄は死亡しているため、同社における申立人の申立期間当時の勤務の状況及び厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社で従業員であった親族は、「申立期間当時、身内には雇用契約等きっちりしたものは無く、自分も昭和 40 年 1 月から勤務を開始しているものの、厚生年金保険の加入は 41 年 3 月からである。」旨供述している。

なお、申立人は、当時に別の姓を名のっていたと主張しているため、A社に係る事業

所別被保険者名簿を確認したところ、整理番号には欠番が無く、申立人が主張している姓での加入記録を確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 11 年 2 月 1 日まで

A社に、平成 6 年 10 月ごろから 11 年 1 月 31 日まで勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社当時はパートタイム勤務だったが、申立期間には正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人名義の預金通帳の給与振込の記録、雇用保険の加入記録及びA社の元事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち平成 7 年 8 月 1 日から 10 年 11 月 30 日の期間はA社に、同年 12 月 1 日から 11 年 1 月 31 日までの期間はB社（平成 10 年 12 月 1 日付けでA社からB社へ事業を譲渡）に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の複数の従業員は、申立人が正社員になった時期については不明であり、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、健康保険は妻の被扶養者であったと思う旨供述している。

また、A社の複数の従業員は、同社における厚生年金保険の加入については、従業員全員が加入する制度ではなく、厚生年金保険への加入は選択できた旨供述している上、B社の担当者は、「平成 11 年 2 月 1 日に、当社に在籍していた元A社の従業員のうち、厚生年金保険に加入すべき人を加入させたところ、厚生年金保険料の控除について不満を述べる従業員が多数いた。」と供述していることから判断すると、当時、A社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、平成 10 年 12 月 1 日から 11 年 2 月 1 日までの期間について、「平成 10 年 12 月 1 日に入社した元A社の従業員は、B社での勤務期間は 10 年 12 月 1 日から 11 年 1 月 31 日までであり、2 か月の期間を定めての雇用のため、厚生年金保険に加入させなかったと思う。」と回答しているほか、当該期間について、A社の複数の従業

員は、国民年金に切り替えるようにB社から説明があった旨供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和61年4月から平成11年1月までの期間について、国民年金第3号被保険者と記録されており、申立期間が含まれている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 3 月から 20 年 4 月まで  
② 昭和 20 年 4 月から 21 年 3 月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同社の代表者を特定することができない。

さらに、申立人は、A社に勤務していた当時の同僚一人の氏名を記憶しているが、その連絡先は不明であり、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

なお、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和 19 年 10 月 1 日からであることから、申立期間のうち同年 3 月から同年 9 月 30 日までの期間について、申立人は厚生年金保険の加入対象者とならない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社は、昭和40年6月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の代表者も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚3人の氏名を記憶しているが、そのうちの一人は既に死亡しており、残りの二人については人物を特定することができず、これらの者から、B社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載のある申立期間②当時に被保険者資格を有していた従業員に、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、上記被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低い。同社を辞める時にトラブルがあったが、経営者が独断で行ったと思うので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る平成 11 年分所得税源泉徴収簿に記載されている社会保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、当時の報酬月額は 32 万円であったと主張しているところ、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が主張する報酬月額を確認することができない。

なお、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなど、不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。